

第五十五回
国会

参議院外務委員会會議録第七号

昭和四十二年五月三十日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 赤岡 文三君
理事 木内 四郎君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
森 元治郎君

委員

鬼丸 勝之君
佐藤 一郎君
笹森 順造君
高橋 衛君
山本 利壽君
佐多 忠隆君
羽生 三七君
大和 与一君
黒柳 明君

國務大臣

外務大臣 三木 武夫君

政府委員

外務政務次官 田中 榮一君
外務大臣官房長 齋藤 鎮男君
外務省アジア局長 小川平四郎君
外務省北米局長 東郷 文彦君
外務省中近東アフリカ局長 力石健次郎君
外務省経済局長 加藤 匡夫君
外務省経済協力局長 広田 稔君
外務省条約局長 藤崎 萬里君
外務省国際連合局長 服部 五郎君

事務局側

説明員

常任委員会専門員 瓜生 復男君
外務省経済局参事官 須磨末千秋君
外務省条約局参事官 高島 益郎君

本日の會議に付した案件

○在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際情勢等に関する調査(国際情勢に関する件)

○委員長(赤岡文三君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。三木外務大臣。

○國務大臣(三木武夫君) 在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、在バルバドス大使館外四大使館の新設、在ホンデラス及び在アイスランド公使館の大使館への昇格、在パンコック

總領事館外三總領事館の新設、在ウィニペグ領事館及び在デューセルドルフ總領事館分館の總領事館への昇格並びにオークランド領事館の新設を定めるとともに、これら新設及び昇格される在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めることとしております。

バルバドスは中米カリブ海にある島で旧英領植民地、ガイアナは南米の北端にある旧英領ギアナ、モルデヴィはインドの南方海上にある島しょ群、ボツワナ及びレソトはアフリカ南部にある旧英領植民地であつた新興独立国でありまして、これはわが国がこれらの新しい独立国とは進んで外交関係を設け親交を深めていこうとする政策によるものでありまして、さしあたりは、それぞれ近隣の国に駐在する大使をして兼任せしめる予定であります。

次にホンデラス及びアイスランド公使館の大使館への昇格であります。近年世界各国とも公使館とせずに大使館とするのが一般的趨勢となつており、わが国とこれら両国との間の友好関係より、かねてから大使館昇格の話し合いを進めてきた次第であります。今般相互主義のもとに大使館に昇格せしめんとするものであります。

次に總領事館として、パンコック、カラチ、ハバロフスク及びパリの各總領事館を新設することとしております。そのうち、パンコック及びパリは、新設と申しましては職員はすべて大使館の職員が兼任することとしております。パンコック及びパリは、在留邦人の激増により領事事務が急激に増加しており、かつ、主要諸外国を含む多数の国が同地に總領事館または領事館を設置しておりますので、總領事館を新設してこれらの事務を能率的に処理する必要がある次第であります。

また、カラチ總領事館は、パキスタンの首都が昨年カラチからイスラマバードに移転し、これに伴いわが国大使館も移転を完了しましたところ、カラチは依然パキスタンの経済、貿易の中心地であり、また交通の要衝として領事事務も多いので、總領事館を設置する必要があるわけであり

ます。

また、ハバロフスクは、ソ連の極東地方における政治、経済上の重要地点であり、今後の日ソ間の貿易、経済協力等の増進のため總領事館を設置することとしております。

次にカナダのウィニペグ領事館及びドイツのデューセルドルフ總領事館分館につきましては、この両地区が、経済、貿易、広報及び領事事務等の必要性から、ともに總領事館に昇格せしめることとしてこの次第であります。

さらにニュー・ジブラルタのオークランドにつきましては、近年におけるわが国とニュー・ジブラルタとの間の経済、貿易関係の増進及びこれに伴う人的、物的交流の増大にみちみ、同国最大の商工業都市たるオークランドに領事館を設置することとしております。

次に給与につきましては、以上のとおり新設または昇格される在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めることとしてこの次第であります。

最後に、ナイジェリアの国名変更及びコンゴ(キンシャサ)の首都名変更に伴い、所要の改正を加えることとしてこの次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(赤岡文三君) 次に、補足説明を聴取いたします。齋藤官房長。

○政府委員(齋藤鎮男君) ただいま大臣から御説明がありましたことを要約して申し上げますと、

最初にあらがっておりますバルバドス、ガイアナ、モルディブ、ボツワナ及びレソト、これは大使館の新設ではございますけれども、いずれも兼館でございまして実館は設けません。

第二に、ホンデユラス及びアイスランドの各公使館を大使館に昇格しておりますが、これも昇格ではございますけれども、実館は設けることなく、兼館にいたすことになっております。

第三に、バンコック、カラチ、ハバロフスク及

びバリの各総領事館を新設するわけでございますが、このうち、パンコック及びバリは、形式上これを総領事館とする必要がございましてそうしたのでございますが、これはもっぱら相手国との関係で設けたのであります。他方、カラチとハバロフスクは、これは新しくいずれも総領事館をつくるわけでございまして、これは実際に実員がふえるわけでございます。

ウィニベッグ領事館につきましては、これは領事館が総領事館に昇格するのでありますが、同時に、これは実館でございます。実館としての総領事館ができるわけでございます。

次に、デュッセルドルフの総領事

事館に昇格することにつきましては、これは従来より分館という非常に不自然な形でありましたのを総領事館に昇格するものでありまして、もちろん実館でございます。

それからニュー・ジブランドのオークランドの領事館につきましては、これは新設であると同時に、やはり貿易振興の必要上実館を新設するわけでございます。

そのあとのナイジェリア連邦大使館及びコンゴの大使館につきましては、これはいずれも名称のみの変更でございます、実質的には意味はございません。

かく新設ないしは昇格することによりまして、わが在外公館の總數は、五月の九日現在におきまして、大使館の実館は八十一、兼館が二十九、合計百十でございます。公使館は、実館が零、兼館が二、合計二でございます。總領事館が、実館が

三十二、兼館が四、合計三十六、領事館が実館が八、兼館が一、合計九でございます。これが五月九日現在でございますが、これがただいまの改正によりましておのおのふえるわけでございます。

なお実員につきましては、今般新しい予算によりまして七十五名が追加になりました。新設公館のために十九名、既設の公館のために五十六名がふえます。

以上、補足説明をさせていただきます。

○羽生三七君　ちよつとついでに、向こうへ領事館なんかを設けるためにこちらがまた相手側に開設を許す地域があったら説明してください。

○政府委員（齋藤鎮男君） これは従来先方の希望が主としてございまして、それによって交渉を續けてきたものでございまして、最初のイニシアチブをとったのが先方である場合が多いのでございますが、その後交渉の結果、両方で合意したものでございます。

○委員長(赤間文三君) 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

日本国における経済協力開発機構の特権及び免
除に關する日本国政府と経済協力開発機構との間
の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めるの件
以上三案件を便宜一括して議題に供します。
三件に対し質疑のある方は、順次御発言を願ひ。

ます。

○羽生三七君　たとえばハバロフスクに対して日本はソビエトのどこの領事館を許容するのか、そういう問題です。

○政府委員(齋藤藤男君) 御承知のように、ナホトカと札幌につきましましては相互に合意をみたわけではございますが、ハバロフスクにつきましては、先方が日本のどこに置くかということについてはまだはっきりとした意思表示をしておりません。

○齋元治郎君　在外公館の名稱、位置についてで
したが、いまして、この場合には、日本だけが一応
相手側にハバロフスクを予定したというところで
ございます。

すが、最近の「最近」というが、終戦後の傾向は公使館及び大使館ということではわかつているが、たとえばバルバドス以下四つ大使館が新設されるわけですね、たとえ兼館であらうと。すると、向

こちらの相手国はどういうふうになっているのです

○政府委員（齋藤鎮男君）これは先方からもやはり同じように兼館の新設が予想されております。

が、現在はまだ確定しておりません。

○藤元治郎君 これはどっちのイニシアチブでやっておるのですか。日本が役人が余ってしかたがないから、しかも、大使なんていう名前をつけるって役人は非常に喜ぶのです。いなかへ帰って大使だと言うと、じいさまあたりは事情を知らない

から、大使が来たと言って喜ぶ。まあ、相手側が置いてくれと言うから置くのでしょが、どうもその点で、向こうで置いてくれというより、日本のほうが進んで置いているのじゃないか。バルバドスのような島の中では、何も大使館でなければ

いばれないわけでもないし、いばつてもたいしたことはない。給料も、大使と名がつけばそう安くてもいけない。A、B、C、Dぐらい大使にはあ

るのだろが、こういうのは給料は上がるのでしょうね。

○政府委員（齋藤鑛男君） これは完全な兼館でございますして、実質的には財政上は何ら変更はござ

いません。一年に一回ないし二回その地に大使が出張するぐらいで、予算上旅費が加算されているという程度でございます。したがって、俸給その他には全然影響はございません。ほかの地

○羽生三七君　いまの森君の質問に関連して、とりあえず、向こう側に置くことだけをいまここでいいます。

審議しているわけですが、それに対応して、日本の、先ほど申し上げたハバロフスクに対してはどうかを一応予定しているか。大阪ということは大体わかっておりますが、そういうようなことをもう

少し親切に説明されたほうがいいんじゃないですか。あまりこまかいことは要りませんが、おおよそ向こうの動きはこうだという程度のことはお話しになってもいいのじゃないかと思えます。

○政府委員(齋藤鎮男君) ハバロフスクの相手に

なる地域につきましてはこれは現実には幾つか諒は
出ておりますけれども、先方はそれを最終的に決
定しておりませんので、もし決定した暁におきま

○森元治郎君 それじゃ、具体的にバルパドスでは、こつちに向かつて、大使館か公使館かのあれ

があるのかないのか、それからアイスランドの場合、こっちに大使館あるのか、どうなんですか。○政府委員(齋藤鎮男君) バルバドスにつきましては、まだございません。それからアイスランドはわが国にございません。

○森元治郎君 大使館が。
○政府委員(斎藤鎮男君) 兼館でございます。
○森元治郎君 たとえばアイスランドへ行けば、

大使はオランダじゃないかな。兼任で、たまにオランダの人が暑いところになると涼しいアイスランドに来るくらいで、全く門前雀羅で、あんなもの置く必要ないんだな。用があったら、特派大使で

行ったらいんじゃないか。大使館といつても、中の人は、言つては悪いけれども、肩書きの低い人がいるわけで、看板だけ大使館、あんなもので接受国は喜ぶんだろうか。

○政府委員(齋藤藤男君) これは大使館そのものの本質にも関係するものでございますが、ただそのつど任命されて、ある特殊の目的だけに行く特派大使と違ひまして、兼館でありますも、その國に接受された大使がおります場合には、かりに

問題が起つたときには、いつでも出かけていって問題の処理ができる。特にアイスランドに例をとりますならば、アイスランドの最近までの少ない貿易関係を伸張するというにねらいを置きまして、わが国のスウェーデンにいる大使が兼館しているわけですが、それによって特に財政上その他の負担がございませぬのみならず、ただいま申し上げたように、いつでも行つて仕事ができるという意味においては、かなり有益であるというように考えております。

なお、アイスランド側の日本大使を兼任しているのはアイスランドのノルウェー大使が東京の大使を兼任しております。

○森元治郎君 ノルウェーの人がアイスランドの大使を。

○政府委員(齋藤鎮男君) アイスランドのノルウェー大使が東京の大使を兼任しております。

○森元治郎君 アイスランドのノルウェー大使というのはいささか意味です。

○政府委員(齋藤鎮男君) ノルウェーに駐在しておるアイスランドの大使が東京の大使を兼任しております。

○森元治郎君 それはやっぱり世界の大勢だなんて言わないで、世界的に強力を整理のほうに持っていってらうですか。相互主義で、おまえ置かないならこっちも置かないと。大使という名前つけて商売伸ばすばかりでなくて、整理したらどうです。実体でいって、虚名高しという外交はやめればいいんじゃないか。世界的に国連あたり出してやりなさいよ。むやみに官僚ばかりで事務が繁雑になる。こんな紙つばら見たつてよけいなものたくさん書いてあるが内容がないんだけれども、そういうふうな傾向はないですか。

○政府委員(齋藤鎮男君) これは、できれば実館を置いたほうが外交関係の処理には少なくとも万全を期することができるとは思いますが、財政その他の関係で兼館を置いておるわけですが、置いておるといふことは、単に形式的に置いておるといふこと以上の意味を考えているわけでございます。

○羽生三三君 質問じゃないけれども、希望を言え、この種のときには、なるべく親切に、一応こちらとしてはこの程度の地域を予定しているくらいのことと言つたほうがいいのだ。別にたいしたことはないと思うのだからね。今後のこととして注文つけておきます。

○佐多忠隆君 いま一つ。パンコクとパリ在留邦人の激増によつて領事事務が急激に増加したと、こう書いてありますが、この二、三年來、どういうふうな激増しておるのですか。

○政府委員(齋藤鎮男君) パリにつきましては、昨午が千名であつたものが、今年の最近の調査では二千名と、倍になつております。パンコクにつきましては、先年度ははつきりしておりませんが、現在三千人に及んでおります。なお、パンコクとパリの總領事館の設置につきましては、かやうに在留邦人が多くなりまして、相手国も、従来大使館のうちの領事館という形でやつておりました事は、相手国政府との関係も、むしろはつきりとした總領事館の新設によつて交渉したほうがいいということで、先方の希望もございまして、そういうふうになつたわけでございます。

○森元治郎君 アルゼンティンとの通商条約について大臣に伺いますが、通商航海条約というものは軽い条約ですか、重い条約ですか。

○國務大臣(三木武夫君) 軽いとは思つてないのですけれども、重い条約の一つだと思つております。

○森元治郎君 これは名前が昔から変わらないうち、古典的な定型を持つた条約、基本的な条約だと思つておる。そこで私は、いつもこのでフィリピンばかり言つておそれるんだが、全くけしからんと思つて。一体、通商航海条約が大臣が行かれてお話をしたけれども、何の結果も出てこない。一体どう処理するつもりか。日比通商航海条約を結んでからもう七、八年になりますね。これを一体どう処理されるのですか。せつかくあなたの太平洋構想とか大きな構想を出した

り、アジア開港だのなんだの言つて連絡して、その日本が悪党でもないといふことだと思ふのだ。が、なおかつ、戦争の思ひ出、思ひ出と言つて批准に進まないという理由は一体どこにあるのか。一体これで日比関係やつていかれるつもりなのか。私は賠償の支払いをストップするくらいの手を打つてどうするのだといふことくらいやらなければ、私は政府の威信といふか、まじめに結んで、両方で結んで、日本が信用ならないといふことを結んでから言うのはおかしいことだと思ふが、一体大臣のこの問題の処理に対するお考えを伺いたい。

○國務大臣(三木武夫君) マルコス大統領もなるべくやはりこの条約は批准をしたいといふ意図であるよりあります。国会のほう、ことに上院のほうにまだ多少の反対論者もあつて、そして実現を見てないわけですが、しかし、日比関係といふものは、將來緊密にしていかなければならぬという感じは、上院の指導者、大統領も持つておるよりありますから、多少の時間はかかつてこの問題はやはり解決するのだと、まあ、かういふふうには考へておるわけでございます。だからいふ、これはもう全然だめだといふふうには考へていない。まあ、心ある指導者は何とかしてこれを妥結をみたいといふことで努力をしておることは事実でございます。

○森元治郎君 少し、自分が全力をあげて結んだ条約の批准に対しての、批准をさせて実行に移すという努力といふか、熱意といふか、何か自分で悪いこと結んだからフィリピンもつらいのだからといふような点もあるのではないかという想像をするほど自信がないやうな気がするのです。もう少し強く私はかういふものははつきりすべきだと思ふのです。もう一度ひとつ。

○羽生三三君 それはね、七、八年前、当参議院外務委員会が日比条約を批准した際の速記録をひくとつごらんいただくと、いかに政府が自信を持つて、これはすぐ解決する、先方も批准するだらう

とお答へになつたことはよくわかると思ふ。以來、三代の大統領を経過して、いま森君の指摘したとおりですから、そのとおりのことを一度調べていただきたい。

○國務大臣(三木武夫君) まあ、上院の連中にも、行つたときに会つたのですが、国内の産業保護のために幾つかのやうに国内産業の立法が国会に出ておるわけですが、だから、通商航海条約といふものによつて日比の関係が緊密になることはいが、そのために産業発展の過程の、非常に日本に比したならばおくれおるフィリピンの経済が、国内産業が非常に打撃を受けてはいかぬといふ配慮が国会側にあつて、いろんな、あれは六つばかりの国内産業保護の立法があるわけですね、これを通してからといふ感觸がいまの国会の感觸、そういうことで、その通商航海条約それ自体に反対といふよりは、国内産業保護の手配だけはしておきたいといふのが上院の感觸のようで、これに努力をしておる、これが通ればむろん批准をするといふやうな意向を述べております。

○森元治郎君 アルゼンティンの通商航海条約だが、皇太子が向こうを立たれ、向こうにはもうおらないのです。立たれたのです。

○説明員(須藤末千秋君) 二十二日に立たれました。

○森元治郎君 それでこの条約は、向こうでは批准されたといふところですか。

○説明員(須藤末千秋君) 九日に批准を了しました。

○森元治郎君 その審議の過程で何か珍しい質疑があつたかどうか。向こうの国会の審議状況は。

○説明員(須藤末千秋君) 御承知のとおり、アルゼンティンは目下オナガニアの軍事政権でございまして、国会はございせん。それで、別に特別のあれはございせんが、大統領は、日本に対する親愛の意を表する意味から、両陛下御来臨を前に批准書に署名をした次第である、かういふ電報が参つております。

○佐多忠隆君 最近日本では牛肉、馬肉その他肉

類が非常に不足して、外国からの輸入を必要として、その場合に、アルゼンティンの肉は非常に安く、向こうの連中が非常に得意になって宣伝しているのですが、それにもかかわらず日本は買っていない。何とかいう病畜を持っていくとか、いらないとか、いかに詳細にするかによって影響があると思ひます。いまのところ、断定的に、アルゼンティンの小麦が入りやすくなるか、あるいは入りにくくなるかというところは、まだ申し上げかねると思ひます。

○佐多忠隆君 それでは、アルゼンティンに特にどうということなしに、一般的にはどうなんですか、日本の小麦輸入一般についての影響は、

○説明員(須磨末千秋君) ただいま先生御指摘のとおり、肉の輸入は牛肉、羊肉、家禽肉、豚肉を合せて、昭和三十年以来ずっとふえておりました。総計において十四万トン入っております。アルゼンティンにつきましては、口蹄疫という病気がございまして、このアルゼンティンは、これは一つの熱病性のウイルス性の熱病でございまして、その関係でアルゼンティンは汚染地域にしておられます。そこからの牛肉、羊肉、つまり偶蹄類の肉の輸入が禁止されております。これにつきましては、両国間でできるだけ早くそういう汚染地域——もしその汚染がないということになりますれば日本がこれを輸入できるわけでありまして、そういう調査をだいたいやっておりまして、ことしの一月ごろは、南部のフエゴ島というところではほとんど口蹄疫の汚染がない、そこから羊の肉の輸入が実現されるところまで行つたんでございまして、たまたま不幸なことに、ちょうど一月ごろに口蹄疫が出ました関係上、しばらくこれが先に延びてしまつた、こういう状況でございまして。

○佐多忠隆君 今度のケネディラウンドの妥結によつて、アルゼンティンから入れる小麦に何か影響がありますか、どうですか。

○政府委員(加藤匡夫君) 穀物協定が一応骨子ができまして、その骨子の中では価格帯の引き上げを一応合意を見ております。それで直接アルゼンティンの小麦が日本に入りやすくなるか、あるいは

は入りにくくなるかは、カナダの小麦、あるいはアメリカの小麦、豪州の小麦の価格の問題がございまして、品質格差の問題がございまして、それらがいかに詳細にするかによって影響があると思ひます。いまのところ、断定的に、アルゼンティンの小麦が入りやすくなるか、あるいは入りにくくなるかというところは、まだ申し上げかねると思ひます。

○佐多忠隆君 それでは、アルゼンティンに特にどうということなしに、一般的にはどうなんですか、日本の小麦輸入一般についての影響は、

○政府委員(加藤匡夫君) 一般的に申しますと、今度の価格帯が相当引き上げになりましたが、この価格帯がいわゆる小麦の実勢価格にどう影響するかという問題であるかと思ひます。いま直ちに現在の小麦の実勢価格に影響するということは断定しがたいかと思ひますが、いずれにいたしましても、全般的に小麦の供給が今度の価格帯の決定によつて非常に窮屈になるというふうなことはもちろんございせんので、実際問題として、今度の穀物協定を通して日本の輸入小麦の難易が非常に大きく変わるということは予想されなと思ひます。

○森元治郎君 時間もあれだし、私も質問があるからスピードアップして束にして伺ひますが、OECDの事務所はいつごろ日本に開かれるだろうかということが一つ。日本事務所、やがて開かれると思ひますか。いつごろ開かれる予定なのか。

それから、パリに日本の代表部があるが、あるいは代表部における職員待遇の件、どういふふうになるのか。

第三点は、これも今度の協定の骨子の一つである、OECDの職員の退職金の資金に充てるための日本の社債というものをOECDが持つてゐる、その社債の利子をいつ免税するかという時期の問題がいまの協定としてかかっているんだが、OECDの持つてゐる社債というものはどういふもので、どのくらいの額になるだろうかなどを、ちよつ

と聞かしていただきたい。

○説明員(高島益郎君) 森先生の御質問の第一点は、OECDが日本に事務所をいつ置くかという御質問の趣旨だと思ひます。で、現在OECDの事務所は、パリ以外にはワシントンに広報関係の事務所があるだけでございまして、現在のところ、日本に近い将来事務所を設置するといふ予定はございせん。この特権免除の協定を結びました目的の一つは、ただいま先生御指摘のとおり、OECD職員の退職金引き当てに買つておりました、OECDの買つておりました日本の社債等に関する課税の免除というのが一つの目的だったのでございまして、日本に事務所を置くということが当面の目標ではなかつた次第でございまして、日本との関係では、日本で何らかの会議その他が行なわれます場合に、OECDの加盟国の代表者の特権あるいは職員の特権というふうな問題は当然起きてきます。ただし、日本に事務所を置くという話は、いまのところございせん。

第二点は、パリにおります日本のOECDに対する代表者等の特権あるいは待遇の問題であるかと思ひます。これはこのOECDを含めました、OECDの加盟国との間で別途結んでおります特権免除協定、実質的には今回日本が結びました特権免除協定と同じものでございまして、その待遇が与えられる次第でございまして、したがって、日本の代表部の待遇は、つまり加盟国の代表者として与えられる待遇でございまして。

第三点は、日本の社債をOECDが買つておるが、その額は幾らかというお話でございまして、約三十六万ドルでございまして、これを、この際日本がOECDに加盟したときにさかのぼりまして、その時点からの分をその利子に対して課税を免除いたしまして、その分だけを返還するということになつた次第であります。

○森元治郎君 先ほど話があつた、そのフランス政府とOECDと日本で別個の協定を、特権免除についての別個の協定を結んでるとかいうのは、国会なんかにかける性質のものでしょうか、どういふ

ものでしょうか。三者間の協定で別個に定める日本の代表部の職員の特権免除に関するOECDとフランス政府と日本との間に協定は、この国会には出さないうですか。

○説明員(高島益郎君) ただいま申しましたのは、少しことばが足りませんでしたが、OECDの、参考についておきます経済協力開発機構条約の中に、これは日本が、もちろん国会の御承認を得た上で、加入した条約でございまして、この条約の一番最後に、「経済協力開発機構条約に附属する第二補足議定書」というのがございまして、その補足議定書の中で、「機構は、次の法律上の能力を有し、また、機構、機構の職員及び機構に附属する加盟国の代表者は、次の特権及び免除を享有する。」というふうに規定されておまして、その(四)の中で、「千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約の締結の領域においては、同条約に附属する第一議定書において規定する法律上の能力、特権及び免除」とあります。この欧州経済協力機構条約と申しますのはこの条約の前身でございまして、この前身の条約の締結の領域、つまりフランスも含むわけにございまして。そこにおいて、この条約に附属する第一補足議定書と申しますのは、今回日本が締結いたします特権免除協定の内容をなしております特権免除でござい

ます。

○羽生三七君 いまの森委員の質問に対して一つ、OECDが日本に持つてゐる社債の額はわかつたけれども、それを協定に日本が加入したときにさかのぼつて還付する税金の額はどのくらいになるのか。

○説明員(高島益郎君) 約百三十万円でござい

ます。

○佐多忠隆君 OECDの職員で日本人は現在何人くらゐいるのですか。

○説明員(高島益郎君) パリのOECDに働いておられます日本人職員は四名でございまして。

○佐多忠隆君 そすると、一番多い国はどこで、何人おるのですか。

○説明員(高島益郎君) 一番多い国籍の国はフランスでございます。全体の職員約三分の一、五百人くらいおります。

○佐多忠隆君 それから、国際連合や専門機関、国際原子力機関、アジア開発機構、このおのにおに日本人の職員はどのくらいおりますか。

○説明員(高島益郎君) ただいま御質問でございます。したる各国際機関におきまして日本人の職員の数につきましては、ただいま手元に資料がございませんで、後ほど調査のうえ提出いたします。

○佐多忠隆君 資本の自由化が非常に問題になっているようにありますが、OECDと日本との間において、この問題についてどういふ交渉がなされ、どういふところで話が進んでいますか。

○政府委員(加藤匡夫君) ただいま国内で問題になっておりますのは、資本自由化の中の対内直接投資の問題が、一番新聞紙上等、あるいは外資審議会でも方策を審議しておるわけでございまして、日本がOECDに加盟いたしましたときに、資本の取引の自由化コードというものを受諾いたしました。その中に、直接投資につきましては日本が全面的に留保いたしております。それでその後、OECDのほうから、直接投資に限らず資本取引一般につきまして十八項目の留保をいたしておりますので、これを大体一年半ごとに審査をいたしまして、その際に、まあ全面留保の分は部分留保に変えられないかと、部分留保を全部は留保をなくすことができないかというふうな報告がされておるわけでございまして、それで、貿易外取引委員会というのがございまして、そこでこの一月に、資本取引全般につきまして報告書の草案が練られたわけでございまして、それが近く、まだはつきり日程はきまつておりませんが、おそろく七月ぐらいに報告案が執行委員会、理事会に上がつてまいって、そこで最終的にOECDの報告案が採択されるという順序になっております。

をどういふふうに説明するかというのが近く行なわれる段取りになっておるわけでございまして。

○佐多忠隆君 その近く行なわれるはずの報告書の骨子、問題点を御説明願いたい。

○説明員(加藤匡夫君) この報告案は、先ほど申し上げましたように、まだ最終的にOECDの報告案として採択されておられません。したがって、一月の貿易外取引委員会に上がつてまいりました報告案というものは、いまだに非公式のものになっております。したがって、この報告案がどういふふうになつてくるかというふうなこともございまして、詳細申し上げかねるわけでございますが、まあ、日本が十八項目の留保をやつております中で、五項目にわたつてこれをもつと緩和するなり、自由化を進めるといふようなこととにつきまして報告が出るものと予想されます。

これはまだ私の予想でございまして、正式にこういふ報告案というものはまだ申し上げられない実情でございまして。

○佐多忠隆君 日本の態度表明が数日のうちに行なわれるだろう、それでその態度方針がほぼあらまし決定されたようなことが、きのうきよう新聞に報ぜられておりますが、その態度が発表された場合に、報告書の報告に相当沿つておるのか、いや、まだその間には非常に距離があるというのか、その辺の事情はどうなんですか。

○説明員(加藤匡夫君) ただいまの御質問は直接投資だけについての御質問と思ひますが、新聞等にも伝えられておりますように、六日の閣議でもつて外資審議会の答申を確定するといふ順序になっておりましたので、最終的に閣議でどういふ方針の採択が行なわれるかにもよると思ひますが、おそろく直接投資につきましての一次の報告というのはおそろく抽象的なかつこの報告になるかと思ひますので、それについて、今後日本政府が決定する資本自由化、直接投資の自由化がどこまで報告の要請に合致しているかどうかといふことは、断定的に一言で、合致しているとか、いないとかいふことは申し上げられない関係にあると思ひます。

そこで、日本のいろいろな事情をその際に説明して、OECD加盟諸国の理解を深めるといふようなことで進んでいくことになるわけだと思ひます。

○委員長(赤間文三君) 他に御発言もなければ、三件に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認めます。次に、右三案を一括し討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますので、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、それではこれから採決に入ります。

まず、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の締結について承認を求めめるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定をいたしました。

次に、日本国とアルゼンチン共和国との間の友好通商航海条約の締結について承認を求めめるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤間文三君) 全会一致と認めます。よつて本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定をいたしました。

なお、右の三案に関する、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(赤間文三君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。

○委員長(赤間文三君) 次に、国際情勢等に関する調査を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森元治郎君 大臣に、沖繩、小笠原関係の御質問を二つ、三つお伺いをいたします。

第一点は、この間の予算の分科会で問題になつた小笠原帰還について、外務当局、外務高官筋の記者会見として、一九七〇年までには返還をさせたいといふたいへんはつきりした話が出ております。この点はどういふふうにお考えですか、大臣。

○国務大臣(三木武夫君) ああいう記事が出まして、私も本人から直接聞いたのですが、どうも行き違ひがあつたようでございます。一九七〇年といふ年限を切つてどういふふうになつてもな発言をしたのではなくして、少しその間行き違ひがあつたようでございます。とにかく、こういう問題はなかなかいろいろな角度から考えなければなりませんので、一方的に年限を切つて、これまでにとり性質のものではないわけでございますので、おそろく、その場面に私は立ち会つた者ではないが、話のちよつと行き違ひがあつたことは事実だろつと私も思ひます。

○森元治郎君 行き違ひがあつたと言ひますが、記者会見だつたと思ひます。記者会見は、おそろく会見と言ひ以上は、複数であつたと思ひます。どんな行き違ひがあつたのですか。その高官の名前はどなたか知らんが、責任者が。

○國務大臣(三木武夫君) おそらくなでしよ。本人自身が一九七〇年までに小笠原問題を解決するといふような発言でなしに、いろんな質問が——少し本人の正確な本人の真意といふものがその場合伝わらない、そういう行き違いだと思ひます。それから、外務省の職員、わりあい慎重ですからね、だから、まともに向こうと話しないうのに、一九七〇年という年限で、こちらから積極的に言うことはまあない。慎重な外務省の職員としてはないこと、私もわかるので、何かこういふんな話の行き違いでそういう印象を与えたのだと思ふのですが、まともに自分から、一九七〇年と言つたのではないようです。

○森元治郎君 それでは、その高官なる人の真意はどういうところだったのですか。近々とか、おそろく数年とか質問されてきて、その質問から二、三年と言へば、三年後には一九七〇年になるということだつたらうと思ふのだが、真意はどういうことか、その高官の真意と大臣の気持ちと両方向向いたと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 私はこの問題、私の真意、年限の切れる問題、これはやはり国民が一日も早く小笠原、沖縄の施政権を返還してもらいたいという国民的な強い願望がありますね。一方に於いては、沖縄、小笠原、そういう地域の占めていゝ軍事的な面における——軍事的というものは、極東の安全、極東の安定、そういうものに果たしてゐる軍事的な役割りというものを評価せざるを得ない。これを一体、どう調和をさせて国民の願望に近づけていくかというところにむずかしさが私にはあると思ふ。願望だけでいけば、すぐにでも解決したい。しかし、極東情勢一般の問題もあるわけですから、これもやはり、日本は日米の安保条約を結んで、何もアメリカだけが極東と言つてゐるのではないので、日本の安全のためと関連をするわけでありまして、われわれの課題でもあるわけです。極東の安全のために果たしてゐる基地の役割りといふものは、日本だつて、それはこのことによつて日本の安全保障との関連を持つてゐるわけ

けでありますから、これをやはり調和させなければならぬですから、そういうことで、この問題は、やはり今後、アメリカとの間にいろいろ話をしなければならぬ課題だと思ひますが、しかし、年限を切つてという、やはり極東情勢全般といふものも背景の中にあるわけですから、こちらの希望どおり極東情勢といふものが動いてこないわけですから、こちらの希望どおりにもいかない、そういうことで、何年という年限は切つては考えられないのではないか。できるだけ早く何とかあらゆる可能性といふものを探索しながら、一歩でも国民の願望に近づけていく方法はないだろうかというところであつて、何年までに施政権の返還だといふことをそれは言い切れるものではないし、また私も、そういうふうには考えていないのであります。しかし、できるだけ一歩でも国民の願望に近づけていきたい、そのためにあらゆる可能性といふものを検討を加えたいと思つておりまして、年限を切つて施政権の返還といふのは、それは背後にある極東情勢といふものの関連がありまして、ちよつと考えられないというわけでございますから、その外務省高官といふものの考え方、これは私の考え方と違ふわけはないわけ、だけれどもそんなに予言者のごとく予言することはできない。それは極東情勢との関連があるからでございます。

○森元治郎君 大臣のお話を聞くと、新しいことは、沖縄、小笠原——平和条約三条でアメリカの施政権下に入つたこの地域はみんな返してもらいたいのだというところではあります、いまのお話を聞くと、日本側から見た極東情勢の安定、いわゆるアメリカに依存する面が多々あるから、いま、早く返還といふふうなことは軽々には請求できないといふふうな何えるのですが、いままでのは、アメリカ側が返してくれないといふだけで、こちらは返せ返せといふことであつたと思ふのですが、いまの大臣のお話によれば、極東情勢を日本側から見ても、請求もしないといふふうにとれるのですが、そうすると、全面返還をするの

だという政府の一枚看板と、それはそれでいいけれども、また返還を要求するときはないといふ全く反したような印象を受けるのですが、一段踏み込んで。

○國務大臣(三木武夫君) 森さん、いまの極東情勢で全面的返還は無理だと思つております。いまの極東情勢で、ますますです、ますます、やはり施政権全面返還といふことは無理だと思ふ。それは御承知のように。

○森元治郎君 全面返還交渉をしないということですか。

○國務大臣(三木武夫君) 政府としてはこれは目標ですから、施政権の返還といふのは、目標を掲げて、その目標に向かって一歩でも近づけるあらゆることは何でもやつたらいいと思ふのです。その問題を、施政権の返還——これは最後のやはり目標ですから——それに近づいていくためにはあらゆる方法があると思ふのです。かといつて、いろいろあります方法だつて、一々みな申し上げることは、次々に問題の議論を呼びますから……しかし、考えてみたら、われわれの小笠原頭の中でいろいろな可能性といふものは考えられるわけでありまして。だから、その目標に向かって一歩でも近づけることは何でもやつたらいい、こういう考えで、いますぐに施政権の全面返還といふものは、この極東情勢のもとでできない、こういう割り切り方で、できないけれども、できることだつてあるだろう。そいつを一歩でも実現したいといふのが政府のいまの考えでございます。

○森元治郎君 たくさんのお話をあつたが、私がびんとくるのは、いまは返還を要求する時期ではない、なお流動する、緊張する極東情勢から、要求する時期ではないといふふうに、目標ではあるが、要求をする、あるいは話し合ひに入るといふことは日本の安全の立場から見ても要求できないのだ、要求する、話し合ひに入るのも少し時期を見なければならぬといふふうな印象を受けるのですが、どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) これは私、こりいりこ

とだと思ふ。沖縄の基地といふものを全然もう度外視して、こりいり形における軍事的役割りといふものを全然無視してといふことは、なかなかやはり極東情勢はそこへ行かないと思ふ。だから、施政権の返還といふことは言へぬといふわけではないです。それは言うけれども、それならば、直ちにこれが、沖縄の果たしてゐる軍事的な役割りといふものも全然無視して、国民の願望だから返せといふ形では、やはりなかなかいまの段階では実現しないのではないか。そういう現実も頭に入れて、いろいろな可能性といふものを考えてみる必要があるのではないか。だから、施政権の返還といふものも言へぬのではないです。言へば、その軍事的要請と国民の願望とをどういふ形で調和できるかといふことも頭に入れないならば、いまの時期でやはり施政権返還といふものを考えてみれば、そういうふうなことがあれば、ただそういうことなしに国民の願望だから返せと言つても、日本だつて、沖縄の持つてゐる安全保障の役割りといふものをこれは過小評価するわけにはいかぬのです。日本の安全から、そういうことで、そういうことも頭に入れてから施政権の返還の問題を取り扱わないと、ただ願望だからということだけでは、この問題は解決はしないのではないか。だから、言うというよりも、この時期に直ちに沖縄を、いま国民が希望してゐるから返せ、施政権を返してもらいたいという形で、沖縄の問題、小笠原も含めて問題が直ちに解決するといふことは無理ではないかといふふうな考えるのであります。それは何も、この問題に対して、施政権の返還問題を日米間で話し合ひをするという時期ではないと言ふのではないので、それが実現するためにいろいろのことを考えなければ、直ちにそのまま沖縄の施政権の返還といふことはなかなか無理ではないか。非常にややこしいやりでありますけれども、われわれ自身としてもいろいろな可能性といふものを考える必要があると思ふ。それでなければ、そういうことなしに、ただ願望だから返せといふのでは無理ではないかと

とだと思ふ。沖縄の基地といふものを全然もう度外視して、こりいり形における軍事的役割りといふものを全然無視してといふことは、なかなかやはり極東情勢はそこへ行かないと思ふ。だから、施政権の返還といふことは言へぬといふわけではないです。それは言うけれども、それならば、直ちにこれが、沖縄の果たしてゐる軍事的な役割りといふものも全然無視して、国民の願望だから返せといふ形では、やはりなかなかいまの段階では実現しないのではないか。そういう現実も頭に入れて、いろいろな可能性といふものを考えてみる必要があるのではないか。だから、施政権の返還といふものも言へぬのではないです。言へば、その軍事的要請と国民の願望とをどういふ形で調和できるかといふことも頭に入れないならば、いまの時期でやはり施政権返還といふものを考えてみれば、そういうふうなことがあれば、ただそういうことなしに国民の願望だから返せと言つても、日本だつて、沖縄の持つてゐる安全保障の役割りといふものをこれは過小評価するわけにはいかぬのです。日本の安全から、そういうことで、そういうことも頭に入れてから施政権の返還の問題を取り扱わないと、ただ願望だからということだけでは、この問題は解決はしないのではないか。だから、言うというよりも、この時期に直ちに沖縄を、いま国民が希望してゐるから返せ、施政権を返してもらいたいという形で、沖縄の問題、小笠原も含めて問題が直ちに解決するといふことは無理ではないかといふふうな考えるのであります。それは何も、この問題に対して、施政権の返還問題を日米間で話し合ひをするという時期ではないと言ふのではないので、それが実現するためにいろいろのことを考えなければ、直ちにそのまま沖縄の施政権の返還といふことはなかなか無理ではないか。非常にややこしいやりでありますけれども、われわれ自身としてもいろいろな可能性といふものを考える必要があると思ふ。それでなければ、そういうことなしに、ただ願望だから返せといふのでは無理ではないかと

思います。

○森元治郎君 いや、私は願望だから返せと言うのじゃない。そういうふうに、いままでも 佐藤総理以下外務大臣をはじめ、返還をやるのだ、いわゆる交渉にも入るだろうし、総理は、交渉ではなくて話し合いだとおっしゃってありますが、いずれにせよやるのだということ、いまの大臣の答弁では、全く東西に分かれるくらい違ってしまったと思うのです。これは非常な後退、そうしてお話を聞けば、十八、九の娘が胸を痛めておるような話なんです。どうしましうか、目標がある、ただ胸を痛めておるだけだ、これは政治じゃないです。それなら返還させます、させますと大きなことを言わないで、まだ返還を要求する時期ではない、返還して取ってしまつて日本が軍備を置かなかつたらあふないから言えないんだと言つたほうが国民にはわかると思う。いかにも何かうまく取つてきそうなことを言うから……。大後退だ。おかしいと思う。そんなことではだめです。

○國務大臣(三木武夫君) 大後退ではないですよ。

○森元治郎君 ほんとのことを言つた。

○國務大臣(三木武夫君) 大後退をしてもいいないので、やはりいまのような極東情勢のもとで、沖繩の軍事的な役割というものを全然無視した形でこの問題を解決することはできない。そういうことで、これは将来極東情勢に変化が来れば別です。そうすれば沖繩の軍事的な価値というものも変化するでしょうから。いまのような状態で、沖繩の果たしておる軍事的な安全保障上の役割というものを全然頭に入れない返還論というものはなかなか実現の可能性がない。しかし、それでもいろいろな可能性というものが考えられるのではない。そういうことで、あらゆる角度から、最高の目標である施政権返還に向かつて、あらゆる努力を政府はやるべきである、こう考へておるので、後退という感じではないですね。非常にやはり最近、その問題に対する政府の取り組み方と

いうものは、かなり積極的な感じさえ私自身はしておる。

○森元治郎君 いや、しかし、大臣は、から演説ばかりやってるので、実際問題になつてしまふと、ずつとじみになつてしまふ。あなたの与える印象は、なかなかでんでんでんで。実質をつくという、ちよつと影が薄いような感じがする。それはそれでいい。あなたが言ういろいろな角度やいろいろなふり、一歩進める方法、これはどうなんですか、列挙してください。

○國務大臣(三木武夫君) たとえば、いままでこまかいことでもやつたでしょう。外交保護権、旅券、移住、あるいは日の丸の旗の問題、あるいは自治権の拡大であるとか、こういうことを一つ一つ、そういうほんとうの施政権の返還というのが実現するまでに、何でも、それに向かつて、できることは小さいことでもしていったらいい。そういう点で、施政権の全面返還という最後の目的が達成されるまでは、それに向かつて一歩でも接近するようになつては、何でも今後やっていきたい、こういう感じがします。

○森元治郎君 そうやって援助することがそれだけ向こうの施政権がへつ込む——岸さんの表現だったのですか——施政権がへつ込むならば、援助した方がいいもある。自分は施政権を持つて、こちらには施政権がない。かわいひむすこだ沖繩は。さつぱりめしを食わしてくれない。こちらから金をやる。やつたらやつただけ国の金を使うのですから、それだけ向こうがへつ込むなければならぬが、一向へつ込まない。積み重ねていけば、日本も苦勞したんだから、そのうち返すというほど、極東情勢はそんな甘いものではない。幾ら援助したから返す——援助の度合いで返すのではない。そういう淡い期待を持つておる。おれのはうで百ドルやればお前のほうが百ドル施政権がへつ込むというのだったら、私はほとんど援助したい。それは後日大問題として別に伺いますが、そこで、岸さんがアイゼンハワー大統領と会つたとき、ハーターが知らないが、沖繩、小笠原の返還を七

○年ころにやろうとか、あるいはそのころに議題にするとかいうことを話し合いを申し込んだ経緯があると思うのですが、どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) どうも私はそういう話には聞いていない。アイゼンハワーと岸さんが会つたときに、一九七〇年が来たら、沖繩、小笠原の問題を取り上げて議題にしようというそういう話し合いが行なわれたというのでは、私は、そういうことはおそろくなかつたのではないかと思ひます。そういうことは、私、記憶がございません。

○森元治郎君 それから、外務省高官の話に戻りますが、外務省高官の言つたことは、もう一つは、一九七〇年、沖繩に比べると小笠原は軍事上のマクロスキー報道官だつたか、依然重要だと打ち返してきた、重ねて外務省高官はこれに対しては、さつきの七〇年という話と、軍事的価値は少ないのだ、断固交渉するのだという強気なものが出ましたが、この点はどうか、沖繩、小笠原は。

○國務大臣(三木武夫君) これは私はあらゆる可能性、いろいろな可能性というものを考へてみて、そうしてアメリカとの間に、これはわれわれは力でもつてこの問題を解決しようというものでない。日米の協議を通じて両方がやはり両方自身が納得いくようなことでない解決できないのですから、われわれはあらゆることを、あらゆる可能性というものを頭に入れて、全面的に返還ができるまでは、何もしないというのじゃないから、それに一歩近づけることは何でもやりたい、また、そのことがやはり現実的ではないか。そういうので、あらゆることを頭に入れて今後この最終の目的を達成できるように努力をしたいと考えておるのでございます。

○森元治郎君 その一歩近づく可能性の中に小笠原及び南西諸島ですか、あの地理的位置は、非常に話しやすいのじゃないかと思うのです。ということは、いつでも軍事的に沖繩は重要だといふけれども、小笠原というのは一つのつけ足りに入るのですか、ほとんど入らない、アメリカの声明から見ても。こういうのは可能性の一番あるものだと思いますが、どうかということ、それから、時間を経済いたしますが、こんな話を九月の日本経済委員会以外務大臣がお話するということも出ておりますが、そういうことはやりませんか。

○國務大臣(三木武夫君) 小笠原というものが、いわば軍事的にアメリカ側としてのいろいろな考へえもありましようから、こういう問題については十分に日米間で話し合つてみる必要がある。われわれとしてはいろいろな場合を考へて、日本自身、そうしてアメリカ側と話し合いをしてみる必要があると思つております。

○森元治郎君 それでは次に移りますが、一体沖繩、小笠原は、平和条約第三条というものがあつたわけでありましたが、いまアメリカの説明によれば、極東情勢が静まれば返還ということもあると言ひますが、条約には、極東情勢だの、軍事的情勢だの、軍事的必要だのとは書いてない。その点は一休沖繩はどうやってこを押さえているか、その保持の根拠というものは全然と違ひるのだ、われわれの受け取り方と。条約条文は、御承知のように、アメリカを唯一の施政権者とする信託統治、アメリカがそういう案を出したときに日本はこれに同意する義務があります。それを出すまでは三権はアメリカのものとなつてゐる。どこにも極東情勢は書いてない。これがわれわれ一般にいうところにもわからないのです。軍事情勢がこんなふうであるなら平和条約第三条に書いてあるならそうかと思ひますが、この間の事情を説明してください、保持の根拠。

○國務大臣(三木武夫君) 条約論というよりも、条約の施政権者の意思です。アメリカとしては、極東の情勢、これが安定してくれば、唯一の施政権者であるがその施政権を行使する意思はないというその条約論からは来ないんです。施政権者の意思というものがそういう形で発表されておるのであります。

○森元治郎君 われわれが、おそらく日本の代表がサンフランシスコの會議でやったときには、どうして沖繩がわれわれの本土から引き離されたのか、この点がわかっていないようである。外はやつとして、何でアメリカがこれを押えたか、あの当時は軍事情勢といふことも言っていなかったようにも思う。ふつと握ったような感じがする。そもそも何であれを押えたんだか。

○政府委員(藤崎高里君) 当時のアメリカのダレス代表の説明は、連合国の中には、これらの諸島を日本から取り上げてしまふというものもあり、また、ある連合国は、日本の領土のまゝにしておけと言ふものもあつて、結局、その中間と申しますか、いまの第三条のような規定の形が、連合国全体、大部分が一致して受諾可能と認めたものであつたと、そういうような説明をいたしてあります。

○森元治郎君 私は、この沖繩問題で可能性とか、あるいは時期が来ればとか、極東情勢とか言つても、つかみどころがないですね。ひとつ、一歩折目、節目、マイル・ストーンというか、一つの日程を立てる意味でも、アメリカが信託統治の意思をおおの条約どおり持っているのかどうか、この点を私はまだかつてまだ聞いてないですね。これを今後の接点において、何らかの形で公文、拘束力のあるようなもの、あるいは共同声明、どうか一本取る必要があると思う。アメリカは信託統治にこの地域を持つていこうというつもりはないと、これは表現は条約局の頭のいいのが適当にうまくつくりますがね、しかも、それはやらないうことであるが、一つの大きな返還への進歩だと思ふんですよ。これを極東情勢にからませているから——これは情勢なんといふものは、一方的判断で、雲をつかむようです。それから、あふなくないのにあふないと言へば、これはいつまでたつてもあふない。ですから、私はきよりの質問のポイントは、日米間に、第三条の信託統治を提案するといふ、これはいまや——あの当時はあつたかも知れぬけれども、いまやない

んだという一本だけをひとつ取つて天下に公表をする、これもひとつおやりになることが大事だと思ふんです。解決への大きな一つの区切りになると思ふ。どうですか。

○國務大臣(三木武夫君) 私はそれを聞く意思はないです。アメリカは、やはりなにでしよう、いま放棄する、信託統治を提案する意思はないといふ言つてませんか。それよりもやつぱり沖繩問題の解決といふのは、アメリカから、もう一ぺんまた、平和条約三条にあるから信託統治の過程を経てというふうな考えはない。やはり施政権の返還はアメリカからやつぱり返還してもらいたい、こういう考え、そういうふうな平和条約にあわせて、それではアメリカはもうこれをあきらめたと言つてないし、また、あきらめたとも言わないうでしようね、おそらく平和条約三条がおかしくなるから。だから、そういうふうな回りくどい過程をとらないで、やはり施政権の返還をアメリカから、アメリカがいま持つておる施政権といふのは、これをもう施政権者としてのアメリカがその立場を離れば当然に日本へ返つて日本の主権は回復するんだと、こういう形をとりたい。や、こしい条約を基礎にして、もう一ぺん信託統治の過程といふのじゃなくして、そういう形をとりたい。

それから極東情勢といふものは、一方的な解釈でわからぬじゃないかと言いますがね、これはやはり客観的なものがある。極東情勢は、やはりみな、一応極東情勢の安定といふものが、全然客観情勢を見ない、一切が主観だとは私は思はない。みなが見て、一応の極東情勢は安定したではないかという客観的な情勢といふものはあり得るので、一方的に安定——それが客観的に見て安定しているのに、これは安定しておるのにまだ安定しておらないといふ、そういうものが極東情勢の安定だとは思わない。まあ、大体客観的に見て安定しているという判断は、客観的にあり得ると思ふのであります。いまの現在の状態は、だれが見てもこの状態で、一方的な解釈ではないと、極

東の情勢は安定しておらない。だれが見てもそういう客観的な判断といふものは成り立つから、これはなかなかいろいろな場合を考えないと、すぐに軍事的役割を負つた沖繩といふものを全然無視した形において施政権の返還といふのは、なかなか無理があるのではないかと、時期が来れば、われわれが見て、客観情勢に変化が来た、極東情勢は安定したとするならば、われわれのまた考え方も変化が来ることは当然だと思つておきます、主観だけではない。

○森元治郎君 やはり、何といつても、われわれが分離された根拠は第三条にあるのですから、これについていまアメリカはどんな考えかわからぬと言ふが、この辺も、やはり接触されるときは十分意見の交換をされて、いや、実はそんなつもりはないといふことを自分は話をして聞いたといふような発表があれば、たいへん明るいのです。依然、いま大臣のお話じゃ、持つていくかいかかわからぬ。こんな不安定なことで、あんな施政権返還なんといふことを言つてられないと思ふ。何かいかに事実上解決していけるようでありますが、どうも、参加国四十数カ国で結んだ条約、敵と書いてあるけれども、うっちゃって、ただ、なにああで事実上といふことは必ずかしい。やはり、これは私はあくまで聞くべきだと思ふ。どうやるかわからない、まだわからないなといふものでは、外交責任者として、三木さんとして少し足りないと思ふ。おやりになるべきだと思ふ。しかも、一本取るべきだ。その表現は、アメリカの立場もありましよう、いろいろそれは専門家の頭のいいのがこね回して何かつくるだろうが、信託統治に持つていくなんといふことをここに書かれているのは、ほんとに醜態だと思ふのですよ、われわれとしては、その点、もう一回ひとつ。

○國務大臣(三木武夫君) そのときの事情で、いろいろ信託統治といふものも出てきたのでしよう。そのときの事情がいろいろ背景にあつたと思

います。いまはもう歴代の大統領は、沖繩は日本の領土の一部であると、端的な表現をしている。ですから、アメリカが施政権を放棄したときには、当然に日本の潜在主権は顕現化すると私は思ふ。これをいまさら、この信託統治にこれを一ぺん持つていくかいかぬかといふことは、むしろその質問はしようがない。端的に、アメリカが施政権を返還したならば、それはもう当然に日本の主権は顕現化するといふことも私の確信であるし、日本国民全体の私はこれは確信だと思ふのです。だから、もう回りくどい道なんかは考えないで、そうして日本にそのときには返してもらう。これは私は信じているし、アメリカも大統領のいままでの発言から見たら、日本の領土の一部であつて、自分は施政権を放棄して国連の信託統治をやる、そんなことは、アメリカ自身も、そういうことはあり得ないのではないかと、こ

ういうふうな考えをします。条約論でなくして實際論として、大統領の発言なんかから、私はそれを信じているものでございいます。

○森元治郎君 アメリカといふ国は、最近、終戦後で見ると、昔のようなアメリカと變つて、だいぶ官僚的で、こまかい条文なんか非常にこだわる、がっちりしたそれは外交交渉ですよ。アメリカは、昔の人のいいアメリカ人なんて思つたら間違ひでこれはソビエトとやり合つて教つたんでしようけれどもね。だから、やはりこ

が、いまの沖縄、小笠原問題ですが、特に小笠原の点についてお尋ねをいたしますが、あれだけ重要な軍事基地がある沖縄に、現にたくさんのお仲間が存在しているわけですね。ところが、小笠原には帰島もまだできない。しかも、軍事的価値からいえば、沖縄と小笠原とは比べものにならないほど小笠原のほうがウエートが低い。その小笠原にまだ島民の帰島も認めないという、これは私、絶対に理解できないですね。したがって、返還の問題もありませんが、これはあとからとして、とりあえず、帰島ぐらいすみやかに実現するといふ、そういう決意で強くアメリカに当たるべきではないか。十分な根拠を持って、理論的にも実際のにも、戦略的に見ても、これは第二分科会で瀬谷君がこの点かなり触れましたので、多くは繰り返しません。ですから、戦略的なウエートから見ても問題にならないくらい差のある小笠原について、まだ島民の帰島も認めないような条件をそのままにしておいていいのかどうか、まずこれをやってみて、引き続きこの返還という点に取り組みますが、これを早急におやりになるべきではありませんか。

○国務大臣(三木武夫) 私は先ほど森さんの質問に答えておる。「あらゆる可能性というものを追求するのだ」という中には、いろんな問題——その問題に限らず何でも、一歩でも近づけることは何でもやりたいということですから、いろんなことを考えて、まあ、極東に果たしておる沖縄、小笠原の安全保障上の評価をわれわれは非常にしておるわけですから、そういうこととの調和をはかりながらも、あらゆる可能性はどの問題も取り上げてまいりたいという考えでございます。

○羽生三七君 いや、いま私が問題を限定してお尋ねしているわけですね。あらゆる可能性ということでの御答弁では困るわけです。帰島問題一本に絞って、とにかく小笠原問題については当面の主力をそれに集中していくと、この程度のことはお答えになってしかるべきだと思うのです。ですから、これは外交上私たちがこういう質問しても

たいした障害ありません。たとえば、小笠原だけの返還では、すぐ沖縄にそれはね返るから、これは一括して同じような取り扱いにせんならぬという、政府やアメリカもほぼそういうお考えでしようか。しかし、帰島問題は切り離してできる問題です。それから、私が質問しても、外交上ちっとも相手国を刺激することでも何でもないことだと思ふ。当然の要求だと思ふ。これ一本にまとめて強力に推進すべきではありませんか。しかも、すみやかにです。いかがですか。

○国務大臣(三木武夫) 一本にまとめるという考えはありません。あらゆるものを、その中にはもちろん小笠原の帰島問題もこれはわれわれとして話し合ふべき重要な問題の一つだと思ふ。これ一本にしぼる考えはありません。もともと、いま言ったように、何でもそういう最高の目標に向かって近づけることはほかのことでもやりたいと思つておるのですから、これだけに一本にしぼって外交交渉をやるといふ考えはないが、小笠原の帰島問題というものは、やはりいろいろ話し合いをする重要な問題点であることはおっしゃるとおりだと思います。

○羽生三七君 もちろん、沖縄、小笠原を含めての全面返還を達成するためにあらゆる可能性を求めたいこと、それはわかりますが、私は帰島問題一つやればそれでいいというんじゃないんです。当面これに主力を置かれて話をされたらどうか。外相は、この前も総括のときに申し上げましたが、どうももう少し質問をさらされたら、はなはだこれは遺憾ですが、これは強く要求して、時間がたつて次の問題に移りますが、七月五日にタイのバンコクで開かれるアジア・太平洋開閉会議、これに臨む日本の態度についてちょっとお伺いをしておきたいと思ひます。

この会議については、昨年韓国で初の会議が開かれる際に、その性格についてずいぶんこの委員会で論議したんです。これは前外相の時代ですが、当時権名外相は、韓国と二、三の国々が重点的に会議で討議しようとした政治的な問題、特に

反共的な性格の会議にしようとした際に、そういう性格の会議にしようとする韓国等がした際に、日本としてはできるだけ経済問題中心の会議にしようと考えたやうであります。また、事実ある程度その目的を達したと思ひます。あの会議の性格から見て、しかし、今度の会議は、ベトナム戦局とも関連をして、韓国及び二、三の関係国は、前と同様に、政治的な問題に議論の中心を置こうとするんじゃないか。また、特にベトナム戦局がこういふような状態にありますから、特に強くそれを打ち出すのではないかと先方は従来の方針に甘んずることにはないような感じもいたしますが、聞くところによれば、日本の政府も、前回のうように経済問題一本でなしに政治的な討議もしようというやうに聞いているのですが、この会議はもうあとわずか一月ちょっとで会議が開かれるわけですから、これに臨むひとつ外相の——外相自身がお出かけになると思ひますから——お考えを承らしていただきます。

○国務大臣(三木武夫) 羽生さん、私はこう思っているんです。外務大臣の会議というものは、かたにはいんです。東南アジアとかは外務大臣ではないわけです。アジアの外務大臣が寄るわけですから、そこでいろいろ問題を自由に話したいじゃないかと私は思ふんです。この問題は、いかぬのだ、この問題はいかぬのだと言つた、そういう窮屈なものでなしに、みないろいろ自由な話し合つてそれで何らかの結論を出そうということとは無理です。この会議で、いろいろな会議で一本の結論を出そうということとは無理だけれども、お互いにやはりいろいろ自由な自由なフリー・ディスカッションをやつて、それでお互いの考え方に理解を深めるといふ、そういう役割りというものはこれはほかにはないですから、外務大臣ばかり寄るわけですから、自由に話したい。それを一本の何かの決議をそこから出そうということとは私は無理があり、そういうものにすべきではない。みなやはり自由な話し合いをして相互の

理解を深める。やがてそれがアジアのやはり地域的な協力というものに役立つことがあるのではないかな。ただ、いろいろこまかいプロジェクトで話すことも必要ですよ。専門家でもないわけですからね、外務大臣は。もつと大所高所から自由に話し合つたら——この問題はいかぬのだ、あの問題はいかぬのだと言わないで、そしてみな話し合つたらいいではないか。それを一本の線でまとめようというところに私は無理がある。自由に話していいではないか。何も政治問題だけをこの会議はやる必要がない。むしろ、経済問題というものは重要ですから、それを、もつと専門家の会議でなつたらどうかと私は思つていふんです。これを初めから、何かコミニケでもつくらないければならぬというので、何らかの成果が出ないこの会議の意味がないように思つて、何か一つの結論に持つていこう、いこうという運営の方法はどうかなあ、私個人の意見ですが、そういう考えを持つていふんです。

○羽生三七君 実は、昨年のちよいとまいごろ、当委員会ではその問題が論議されたときに、しかし、そうではあるが、できる限り、先ほど申し上げたように、政治的な問題が中心になつたり、あるいは特に反共的な——主義の主張の問題は別ですよ——いわゆる反共的な性格の会議にするようなことは適当でないんじゃないかということ、これは権名前外相が、意外にその問題ははつきりとして、当委員会では明確にして出されたわけですから、ですから、私はいろいろなことを議論されるのはよろしいと思ひます。されるが、もし二、三の国々が特定のベトナム問題等に関連をして何か政治的な意思表示をしようというやうな場合には、そういうことにまとめるやうな方向にその会議を持つていくべきでない、そういう強い希望を持つて私は質問をしておるわけです。それについてのお考えをひとつ承りたい。

○国務大臣(三木武夫) これはおのおのみんな政治的立場が違いますから、それを政治的に一つ

の結論に持つていこうということはこの會議の性質上無理だ。そうならば、外務大臣が一堂に寄るということだけでも私は意味があると思うのです。そして自由に話をすることの目的に持つていかなければならぬと考えることは、そうしなければこの會議の意味がないのだと考えることは、私は、そういう會議というものを将来発展させるためにはためにならぬと思つておるのです。それだから、そういうふうなきまつた政治的な立場でそこへ結論を持つていこうとしないので、外務大臣が一年に一ぺん一堂に寄つて、そしてみなお互いに知り合ひし、お互いに自由な意見を述べ合ふそのことが明日のアジアに役立つ意味があるのだ、そういうふうな考えがなければ、何だか自分の持つておる政治的な意見をこれで結論を出さうというふうな運籌のしかたは、私はよくないと思つておられます。だから、羽生さんの御心配のようにはならないで、それで、やはり中心は経済でしょう。しかし、経済以外は話し合つたらいいかぬという、そんな外務大臣の會議というものは、世界的に見たこともないわけですから、自由に話し合つたらいいが、しかし、それは必ずしも、何らかの結論まで持つていかなければこの會議の意味がないのだというふうな考える必要はないと私は思つています。

○羽生三七君 いや、私は、日本が何かの結論を出そうとして會議の運籌をしようと言ふのじゃないのです。相手側がそういうことになつた場合にどうか、こういうことをお尋ねしていただければ、特に外相に当時の当委員会での権名外相とわれわれのやりとりを見ていただければわかりますけれども、当時韓国は非常に強い意欲を持つて、いま私が前段に申し上げたような方向に行こうとしたのです。それは外務省当局もかなりいろいろな接衝を通じて先方にいろいろな働きかけをして、また、関係国に働きかけをして、ある程度あつた前回のようになつて押えたわけですね。しかし、今回ベトナム戦局がかなりこういう情勢になつており

ますので、重ねてそういう問題が出たときのことを私は言つておるのです。特に、私のいま申し上げた問題のすぐあとに岡田宗司君が、もしそういう問題を相手国が持ち出した場合にはどうするかと言つたときに、速記録を持つてきていますが、権名外務大臣はつきり、そういう場合には絶対反対をいたします、こういう答へが速記録に載つております。つまり、特定の目的、政治的なことを目的に何らかの方向へアジア外相會議を持つていこうとした場合には、私は反対いたします。はつきりと述べ、これは速記録に載つておるわけですね。ですから、私は特にそういうことを申し上げたわけですね。そこで、こういう會議をそういう特定の政治的な目的にしろようなことにしなしてと理解してよろしいですね。

○國務大臣(三木武夫君) ええ、よろしいです。○羽生三七君 それから、これは日本が主催しておる東南アジア開発關係會議ですね、これとはやはり二つを並行して行くわけですね。その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(三木武夫君) このASPAACのほうは日本がつくつたのでないんですが、これはこれとしての役割りは私はあると思う。外務大臣の會議ですから、役割りはあると思うんですが、また、東南アジア開發會議は、これは日本がつくつた土俵ですから、こまかい農業開發基金とか漁業開發センターとかいろいろやっておりますね、プロジェクトを中心にやつておるんです。これはこれで多少競合する面もあるかも知れぬけれども、年限がたつてくるに従つて、いろいろの役割りというものがお互いに競合しないでやつていけるのではないかと考えています。アジアといふものにはいろいろな會議が私にはあつていいと思ふんです。将来、またこれがいろいろない一つの大きな機構になる日があるかしらぬが、いまのうちにいろいろな會議があつて、そしてアジアの連帯性、地域協力、こういうものがやはり盛り上がりつつあるのだというふうな考へて、ASPAACはASPAACなりの役割りを持つておると評価して

おるでございます。○羽生三七君 それからもう一つは、三木外相の構構であるアジア・太平洋地域の構構といふものですね。これはずいぶんいろいろなところで外相もお話しになったり、また質疑応答も私は聞いておりました。聞いておりましたが、結局のところ、何らかの組織とか機關といふものを持ちたいというところを最終的な目標とされておるのか、単なる精神的なつながりなのか、この辺はどういうことなのでしようか。

○國務大臣(三木武夫君) 最終的には、私はやっぱりあつた一つのアジア太平洋機構といふ背景の中には、アジアの南北問題の解決といふものが私の頭の中に非常に大きくあるわけでありまして、やはりこれからの問題といふのは南北問題だと思つておるんです。最大の課題は、そういうことで、世界全体の南北問題の解決のためにわれわれも協力しなければならぬのでありますが、アジアの一員ですから、アジアの地域的な責任といふものを果たしていこうということを考えたときに、日本はアジアであつて、アジアだけで解決するといふこともできませんから、やはりもう少し広い範囲内で、アジアの動向に対していろいろ間接の影響を持つ国々、これは遠い国々より関心が深いことは明らかですから、そういう広さで将来はやはりアジアの南北問題の解決、それをアジア・太平洋といふ広さで考えていきたいというのが、これが一番のねらいであり、そのためにはいろいろの案が將來出てくると思つておるんです。ただ、しかし、日本側が先に案をつくつておるという追ひ込んでいくといふことはよくない、反発が起きますから。だから、いまやるのは、一つにはやっぱりアジア・太平洋といふものの全体の意識といふものを高めなければならぬ。また、アジア自身の地域協力、こういう機運といふものも盛り上げていかなければならぬ。このため日本はできるだけこのことをしたらいと思つておる。日本ができるだけのことをすれば、アジアといふものは結びついてくるんですよ。みなアジアのリーダーといふ

ものは、初め独立するときには、非常に独立独立といふことで指示したんでしやうけれども、いまはもう国内建設ですから、アジアのリーダーに課されているのは非常に現実になつておるんですから、あまりイデオロギーばかり言つてもめしは食へぬという感じですから、そういうことで非常に現実にあつた方を持つてきておられますから、これが背景になつてアジアの地域協力といふものも非常に進んでおるわけですから、この問題もやっぱり日本もできるだけの後援をしなから地域協力の機運を盛り上げていきたいと思います。太平洋の先進諸国、これは貿易の上からいつても結びつきが多いですから、こういう国々がやつぱり将来貿易の自由化といふ線に沿つてもつと結びつきが出てくるんですよ。このアジア・太平洋の先進諸国といふものの協力關係といふものも、これは一つの検討に値する。こうなつてきたら、こういう三つの側面があつて、こういう雰囲気の中にやはりアジアと太平洋先進諸国を結びつけて、アジアの南北問題の解決に寄与したい。これがアジア・太平洋外交といつておる内容でございます。そういう形以外にアジアの南北問題を解決する方法はないと強い確信を私は持つておる。それをあまり急いでやつたら、それは日本が何かいふんことを考へておるのだと言つて結局成功しないですから、時間をかけながらそこへ行く以外にアジアの開発といふものを促進する道はないんじゃないか。その確信のもとに、これは羽生さんなどのいろいろな見識を持つた方々の御協力も得て、これをやつぱり成功させたいと願つておるわけでございます。

○羽生三七君 私は、日本が先に案をつくつて、主導権をとつて、相手の国にこれはどうだと、こういうことを押しつけるというのを決して言つていないんですよ。終局的には、それは単なる精神的なつながりをするのか、それとも何らかの機構なり組織なりのまとまりのあるものにしていこうと考へているのか、それを言つていふのであつて、日本がまづ先に案を示して、さあ、これ

努力が続けられておる。ウ・タント事務総長も混合戦委員会復活の提案を行なっているわけでご

ことと、安保理においてこの問題を継続審議する
という二項目でございます。で、もちろん、この
決議案に対してはわれわれも賛成でございますし
て、もし投票に持ち込まれますれば、もちろん賛

もあつたらいいんじゃないか。また、今回のみならず、今後の国際問題、いろいろな問題に発展していくと思うのですが、もつと活発な国連におけるわが国の活躍を要望したいのですが、いかがで

そのためには、国会において私たちに報告、あるいは国連でどういうことをやっているのか、そういうことをぜひ知りたと思うのです。こういう討議を通して、マスコミを通してやはり国民の

たわが国の活躍というものを知るよりほかないわけですね。ですから、ぜひ、その国連で行なっていること、これを国会において報告くらいいさせて、あるいはいま言った問題を、一々国会の議決とかあるいは承認、こんなことにはこれはならぬと思ひますけれども、当然わが国の去就というものは非常に国際的にウエイトをますます置くようになるわけですから、国連に対して、政府がどのような国連大使に対して指示をするのか、もつとオープンにするような機構、体制というものを確立もしていただきたいと思うのです。まず、その国連大使の活躍、それを国会に報告させる。このように、いかがでしょう。

○国務大臣(三木武夫君) それは確かに必要だと思ひます。ただ、やる場合に、動いてくるでしよう、相手もあることですから。一々旗立てて、こゝういふふうな日本は方針だと言つても、これは相手もあることですから、そういうことに適さない場合もありますから。しかし、国連におけるわが国がどういふ立場をとりつつあるかということ、は、いまでも必要に応じて報告しておるようですが、もつと報告する必要があると思ひます。これは何らかの機会、どういふ方法がいいか、考えることにいたします。

○黒柳明君 小笠原と沖縄、若干質問したいと思ひます。

先ほどいろいろ質疑ございましたので、確かにアメリカは小笠原の返還拒否、その態度に、極東の緊張と米軍基地の必要性と、この二点あげておるのですが、大臣もお説みだと思ひますが、ワシントン・ポストは、軍事基地の必要性という欄で、沖縄には気象観測所と小規模な海軍の基地しかないのだ、それがアメリカが軍事基地の必要性というのにはちよつと大げさじゃないか。あるいは返還を拒否するための、拒むための口実としてではないか、このような記事も報道しているのですけれども、この点について、当然日本として、海軍基地がどのようなものであるか、あるいは気象観測所の規模が、それがアメリカ当局が言う軍事

的必要性にどういふふうに関係があるのか。これをチェックするすべもないのですけれども、やはり向こうの一流紙が報道しておるということは、何らかの真実性も考えなければならぬ、頭に置かなければならぬと思ひますが、今後小笠原の返還を要望するにあつて、こゝういふ点についてはいかがでしょう。

○国務大臣(三木武夫君) いろいろな、そういうワシントン・ポストの記事も、新聞も読んだのですが、われわれとしては、ワシントンの政府といろいろと話をしなければなりませんですから、いろいろなことを頭に入れて十分話してみたいと考えております。

○黒柳明君 またこれも向こうの一部の論評ですが、けれども、要するに、日本は小笠原を突破口として今度は沖縄問題で反米思想を巻き起していくのじゃないか、このようない一部の観測があるわけですから、これに対しては、当然わが国としてはわが国の態度をはっきりしなければならぬと思ひます。そうじゃないと、全然沖縄の問題と小笠原の問題とは次元が違ふので、そのために、今度夏以降に予想されている外務大臣あるいは総理大臣の訪米にあつてこのような点を、はっきりさせなければならぬと思ひます。ですから、大臣、いま現在、このようないことについてはっきりアメリカの高官と当事者と話し合ひをし、意思表示をして、明確にしていく、このようない考えはございせんか。

○国務大臣(三木武夫君) これは極東の安定のために沖縄の果たしている役割、われわれもその役割というのに対して十分認識を持っています。わけでありまして、何もアメリカだけが返還するに返さないのだというふうには見ていないわけです。今日の不安定な極東情勢の中における沖縄の役割、沖縄の基地としての役割というものは、これはわれわれとしても十分認識しているわけですから、これをしたら次はこれだ、こゝういふふうな考えはないわけですから、こゝういふことは十分アメリカにも日本の立場というものを説

かなければならぬと考えております。

○黒柳明君 その説かなければならない条件の中に、わが国の安全保障の問題、それとやっぱり領土問題との関連性について、はつきりわが国の態度——はつきりと言つてもどの程度はつきりか、明確か、現在の時点においてできるかわかりませうけれども、可能な範囲ではつきりさせなければ向こうも納得しないのじゃないかと思ひますけれども、その点いかがでしょう。

○国務大臣(三木武夫君) はつきりといふことは、極東の安全のために沖縄の果たしている役割、これはわれわれはやつぱり非常に認めておるわけですから、こゝういふ意味で、全然こゝういふものを認識しないで沖縄問題を論ずるといふことになれば、これはもう正面から考え方が違ふわけですが、こゝうでないのですから、だから、アメリカとの間には、いろいろとこゝちらの意見も言うし、向こうの意見も聞いて話し合ひをすれば、これはお互いの立場というものを誤解なしに認識する共通の立場というものはあり得ると私は信じておるわけでありまして、そんなに持つておる役割りというものは、両方とも、われわれもこれは認識しておるし、アメリカもこゝういふ立場からアメリカ自身が施政権の返還問題と結びつけて考えておるわけですから、われわれもまた、その役割りというものを認識しておるのですから、自民党政府とアメリカの立場はそう根本において意見の食い違いはないといふことでござい

○黒柳明君 あと一、二点ですが、こゝういふと、たしかアメリカの言ひ分もあると思ひますが、けれども、そんなに食い違いはないと思ひます。昨日も新聞報道でアンガー高等弁務官はつきり早期返還は否定しているわけですね。その中で、共産主義の脅威がある限りは返還できない、こゝう言っているのです。共産主義の脅威、これは直接会つて聞いてみなければわかりませんけれども、私、たびたび委員会でも質問したのですけ

れども、中共の核はどうか、これははつきりわが国の脅威である、こゝういふ総理はじめ大臣の答えがあつたわけですね。そうすると、この中共の核も当然共産主義の脅威目標の一つに弁務官は考えているのじゃないか。そうなりますと、確かに極東情勢の推移、これによつても沖縄返還の問題は考えられますけれども、いまの極東情勢じゃ返還できない。ベトナム戦争のこゝういふ段階じゃ返還できない。ところが、今度は極東情勢を、一歩おいて、共産主義の脅威がある限りとなりまして、御存じのように、ますますこれは半永久的に中共の核というものは開発されていくでしようし、これは当然共産主義の脅威としてアメリカにもわが国にも半永久的に続くんではないかと思ひます。また、脅威であるとはつきり各大臣はおっしゃっているわけですね。そうすると、この面からも沖縄の返還というものはもうほとんど見込みないんじゃないか、こゝういふちよつとややこしい質問ですけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(三木武夫君) いや、これはいろいろ新聞に出ますけれども、われわれはワシントンの政府といろいろ話をしてみたいと思ひております。

○黒柳明君 当然ワシントンが中心です、私たちも外務省高官より大臣のおことばを信じていますけれども、やつぱり、でも外務省高官筋という発言に非常にウエイトを置く場合がある。また、大臣もそれに対して非常に気もつかれる。まして現地の最高指揮官の高等弁務官が、共産主義の脅威がある限りは絶対返還しないとはつきり断定的な発言をしているわけですね。国会論議において、小笠原問題を含めての返還する、しない、アメリカあるいは大臣あるいは外務省高官筋のこゝういふ発言の最中にこゝういふ発言がまたあつたわけですね。ですから、まあ、ワシントン当局に聞いてみないやわからせんけれども、現地の指揮官といふこの者の意思は、はつきりこゝに半永久的に返還をしないんじゃないか、するつもりはないんじゃないかといふような気がするんですけれども

も、このことばから受ける大臣の印象はいかがでしようか、共産主義の脅威。

○国務大臣(三木武夫) それは脅威というものをどういふに考えますか、核兵器を隣の国が持つておるといふことだけで脅威と見るか、これに対する抑止力もございましょうし、それだから、沖縄が永久に施政権は返らぬのだというふうな、そういう結論も出てこないのではないかと、いふに考えます。

○黒柳明君 先ほど問題になりました、あらゆる手段を講じて施政権返還に一步前進すると。今回立法院の議長が来るらしいですけれども、そのとき三つの決議案を持つてくる。その中の一つに、沖縄の国政の参加と、こういう問題を持つてくるらしいですけれども、国政参加については大臣どのようなお考えをお持ちになりますか。

○国務大臣(三木武夫) それは日本の国内法規との関係ですから、だから、その気持ちはわかりますけれども、日本の国内法規との関連性というものを十分検討しなければ結論は出せない。

○黒柳明君 もう一問。これもけさの新聞報道で――新聞ばかりですみませんけれども、沖縄と本土の一本化をするというふうなことで、わが国から国家公務員を沖縄に派遣する、何かしらの一本人の推進をはかる、このような報道が出ておりました。これについてどのような構想がいま現在固まって、あるいはどのような大臣としてのお考えをいま現在お持ちになつていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(三木武夫) それは何も、国家公務員を派遣するというのは、どういふ新聞に出ていたのか、私のところから出たものではございません。

○黒柳明君 自治省でそういう考えがあり、また、外務省内部でもそういう考えを持つています。

○国務大臣(三木武夫) それは自治省がどういふ考えなのか、まだ私は聞いておりません。

本日これにて散会いたします。
午後零時五十四分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十七日)

一、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

五月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に関する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に関する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に関する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に関する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送に関する規則の統一に關する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(a) (2)を削り、次の規定を置く。

(2) この条約において「国際運送」とは、当事者間の約定によれば、運送の中断又は積替えがあるかどうかを問はず、出発地及び到達地が二の締約国の領域にある運送又は出発地及び到達地が同一の締約国の領域にあり、かつ、予定寄航地が他の国(この条約の締約国であるかどうかを問わない)の領域にある運送をいう。単一の締約国の領域の二地点間の運送で前記の予定寄航地がないものは、この条約においては国際運送と認めない。

(3)を削り、次の規定を置く。

(3) 二以上の運送人が相次いで行なう航空運送は、当事者が単一の取扱いと見たときは、単一の契約の形式によると一連の契約の形式によるとを問はず、この条約の適用上、不可分の運送を構成するものとみなす。その運送は、単一の契約又は一連の契約が同一の国の領域ですべて履行されるものであるという事実によつては、その国際的性質を失うものではない。

第二条

条約第二条(2)を削り、次の規定を置く。

(2) この条約は、郵便物及び小包郵便物の運送には適用しない。

第三条

条約第三条において、

(1)を削り、次の規定を置く。

(1) 旅客運送においては、次の事項を記載した旅客切符を交付しなければならない。

(a) 出発地及び到達地

(b) 出発地及び到達地が同一の締約国の領域にあり、かつ、一又は二以上の予定寄航地が他の国の領域にあるときは、それらの予定寄航地の一

(c) 旅客が出国以外の国に最終到達地又は寄航地を有する旅行を行なうときは、その旅客の運送は、死亡又は身体障害及び手荷物の滅失又は毀損の場合における運送人の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがある旨の注意書

の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがある旨の注意書

(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 旅客切符は、反証がない限り、運送契約の締結及び条件に關し、証明力を有する。旅客切符の不備、不備又は滅失は、運送契約の存在又は効力に影響を及ぼすものではなく、運送契約は、この場合にも、この条約の規定の適用を受けるものとする。ただし、運送人の同意の下に旅客が旅客切符の交付を受けないうで乗り込んだとき、又は旅客切符に(1)(c)に定める注意書の記載がないときは、運送人は、第二十二條の規定を援用する権利を有しない。

第四条

条約第四条において、

(1)、(2)及び(3)を削り、次の規定を置く。

(1) 託送手荷物の運送においては、手荷物切符を交付しなければならない。手荷物切符が第三條(1)の規定に適合する旅客切符と結合しておらず、又は一体となつていない場合には、その手荷物切符に次の事項を記載しなければならない。

(a) 出発地及び到達地

(b) 出発地及び到達地が同一の締約国の領域にあり、かつ、一又は二以上の予定寄航地が他の国の領域にあるときは、それらの予定寄航地の一

(c) 運送が出国以外の国に最終到達地又は寄航地を有するときは、その運送は、手荷物の滅失又は毀損の場合における運送人の責任を通常制限するワルソー条約の適用を受けることがある旨の注意書

(4)を削り、次の規定を置く。

(2) 手荷物切符は、反証がない限り、手荷物の登録及び運送契約の条件に關し、証明力を有する。手荷物切符の不備、不備又は滅失は、運送契約の存在又は効力に影響を及ぼすものではなく、運送契約は、この場合にも、

を負う。

第九条

条約第十五条に次の規定を加える。

(3) この条約のいかなる規定も、流通性のある航空運送状の作成を妨げるものではない。

第十条

条約第二十条(2)を削る。

第十一条

条約第二十二条を削り、次の規定を置く。

第二十二條

(1) 旅客運送においては、各旅客についての運送人の責任は、二十五万フランの額を限度とする。訴えが係属する裁判所の属する国の法律に従い損害賠償を賦与の方法することに定めることができる。ただし、賦与金の元本は、前記の限度をこえてはならない。ただし、旅客は、運送人との特約により、さらに高額の責任の限度を定めることができる。

(2)(a) 託送手荷物及び貨物の運送においては、運送人の責任は、一キログラムについては二百五十フランの額を限度とする。ただし、荷送人が荷を運送人に交付する際に引渡しの際の価額を特に申告し、かつ、必要とされる増料金を支払った場合は、この限りでない。この場合には、運送人は、申告された価額が引渡しの時における荷送人にとつての実際の価額をこえることを証明しない限り、申告された価額を限度とする額を支払わなければならない。

(b) 託送手荷物若しくは貨物の一部又はそれらの内容となつてゐる物品の滅失、毀損又は延着の場合には、運送人の責任の限度を決定するにあたり、当該荷の総重量のみを考慮するものとする。もつとも、託送手荷物若しくは貨物の一部又はそれらの内容となつてゐる物品の滅失、毀損又は延着が同一の手荷物切符又は航空運送状に記載されている他の荷の価値を害するときは、責任の限度を決定するにあたり、それらの他の

荷の総重量をも考慮するものとする。

(3) 旅客が保管する物品については、運送人の責任は、旅客一人について五千フランの額を限度とする。

(4) この条に定める責任の限度は、裁判所が、その国の法令に従い、原告が支出した訴訟費用その他の経費の全部又は一部に相当する額をさらに裁定する権能を奪うものではない。この規定は、裁定された損害賠償の額(訴訟費用その他の経費を含まない)が、損害を生じさせた事故の日から六箇月の期間内に又は訴えの提起がそれよりおそいときは訴えが提起される前に運送人が原告に対して書面により申し出た額をこえないときは、適用されない。

(5) この条にフランで表示する額は、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムからなる通貨単位によるものとする。それらの額は、各国の通貨の端数のない額に換算することができる。金貨以外の各国の通貨へのそれらの額の換算は、訴訟の場合には、判決の日における当該通貨の金による価額に従つて行なうものとする。

第十二條

条約第二十三條において、現行の規定を(1)とし、次の(2)を加える。

(2) (1)の規定は、運送される貨物の性質又は固有の欠陥から生じた滅失又は損害に関する約款には適用しない。

第十三條

条約第二十五條(1)及び(2)を削り、次の規定を置く。

第二十二條に定める責任の限度は、損害が、損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害を生ずるおそれがあることを認識して行なつた運送人又はその使用人の作為又は不作为から生じたことが証明されたときは、適用されない。もつとも、使用人の作為又は不作为の場合には、さらに、その者が自己の職務を遂行中であつたことが証明されなければならない。

第十四條

条約第二十五條の次に次の一条を加える。

第二十五條のA

(1) この条約に定める損害につき運送人の使用人に対して訴えが提起された場合において、その使用人が自己の職務を遂行中であつたことを証明したときは、その使用人は、第二十二條の規定により当該運送人が援用することができる責任の限度を援用することができる。

(2) 前記の場合において運送人及びその使用人から受けることができる賠償の総額は、前記の責任の限度をこえてはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、損害が、損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害を生ずるおそれがあることを認識して行なつた使用人の作為又は不作为から生じたことが証明されたときは、適用されない。

第十五條

条約第二十六條(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 毀損があつた場合には、荷受人は、毀損の発見の後直ちに、おそくとも、手荷物についてはその受取の日から七日以内に、貨物についてはその受取の日から十四日以内に、運送人に対し異議を述べなければならない。延着の場合には、異議は、荷受人が手荷物又は貨物を処分することができた日から二十一日以内に述べなければならない。

第十六條

条約第三十四條の規定を削り、次の規定を置く。

第三條から第九條までの運送証券に関する規定は、航空事業の通常の業務の範囲外において例外的な事情の下で行なわれる運送には適用しない。

第十七條

条約第四十條の次に次の一条を加える。

第四十條のA

(1) 第三十七條(2)及び第四十條(1)において「締

結

した

国

は、

締結

した

国

約国」とは、「国」をいう。その他のすべての場合には、「締約国」とは、条約の批准又は条約への加入が効力を生じており、かつ、その廃棄が効力を生じていない国をいう。

(2) 条約の適用上、「領域」とは、国の本土地域のみでなく、その国が対外関係について責任を有するすべての領域をいう。

第二章 改正された条約の適用範囲

第十八条

この議定書により改正された条約は、条約第一条に定める国際運送に適用する。ただし、出発地及び到達地が、この議定書の二の当事国の領域にあるか、又はこの議定書の単一の当事国の領域にありかつ予定寄航地が他の国の領域にあることを条件とする。

第三章 最終規定

第十九条

条約及びこの議定書は、この議定書の当事国間において、単一の文書とみなして解釈するものとし、「千九百五十五年にヘーグで改正されたワルソー条約」と称するものとする。

第二十条

この議定書は、第二十二條一の規定に従つて効力を生ずる日まで、その日まで条約を批准し又はこれに加入しているすべての国及びこの議定書が採択された会議に参加したすべての国による署名のため開放しておく。

第二十一条

1 この議定書は、署名国によつて批准されなければならない。

2 条約の当事国でない国によるこの議定書の批准は、この議定書により改正された条約への加入の効果を有する。

3 批准書は、ポーランド人民共和國政府に寄託するものとする。

第二十二条

1 この議定書は、三十の署名国の批准書が寄託されたときは、三十番目の批准書が寄託された日の後九十日目にそれらの国の間で効力を生ずる。

る。その後この議定書を批准する各国については、この議定書は、その批准書の寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

2 この議定書は、効力を生じたときは、ポーランド人民共和國政府により直ちに国際運送に登録されるものとする。

第二十三条

1 この議定書は、効力を生じた後は、すべての非署名国による加入のため開放しておく。

2 条約の当事国でない国によるこの議定書への加入は、この議定書により改正された条約への加入の効果を有する。

3 加入は、ポーランド人民共和國政府への加入書の寄託により行なうものとし、寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

第二十四条

1 この議定書のいずれの当事国も、ポーランド人民共和國政府に於て通告によりこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、ポーランド人民共和國政府が廃棄通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずる。

3 この議定書のいずれかの当事国が条約第三十九條の規定に従つて行なう条約の廃棄は、この議定書の当事国間においては、この議定書により改正された条約の廃棄と解してはならない。

第二十五条

1 この議定書は、この議定書の当事国が対外関係について責任を有するすべての領域に適用する。もつとも、2の規定に従つて宣言が行なわれた領域については、この限りでない。

2 いずれの国も、批准書又は加入書の寄託の時に、自国によるこの議定書の受領が、自国が対外関係について責任を有する一又は二以上の領域に及ばないことを宣言することができる。

3 いずれの国も、その後、ポーランド人民共和國政府に於て通告により、この議定書を2の規定による宣言の対象となつた一又は二以上の領域に適用することができる。その通告は、同政府がそれを受領した日の後九十日目に効力を生ずる。

する。

4 この議定書のいずれの当事国も、第二十四條1の規定に従い、自国が対外関係について責任を有するすべての又はいずれかの領域につき、個別的にこの議定書を廃棄することができる。

第二十六条

この議定書には、いかなる留保も認めない。もつとも、いずれの国も、ポーランド人民共和國政府に於て通告により、いつでも、この議定書により改正された条約を、自国で登録されかつ全權能力が自国の軍当局により又は同当局のために保留されている航空機による同当局のための旅客、貨物及び手荷物の運送に適用しないことを宣言することができる。

第二十七条

ポーランド人民共和國政府は、条約又はこの議定書のすべての署名国政府、条約又はこの議定書のすべての当事国政府及び国際民間航空機関又は国際運送のすべての加盟国政府に対し、並びに国際民間航空機関に対し、次の事項を直ちに通告するものとする。

(a) この議定書への署名及びその署名の日

(b) この議定書の批准書又は加入書の寄託及びその寄託の日

(c) この議定書が第二十二條一の規定に従つて効力を生ずる日

(d) 廃棄通告の受領及びその受領の日

(e) 第二十五條の規定に基づいて行なわれた宣言又は通告の受領及びその受領の日

(f) 前条の規定に基づいて行なわれた通告の受領及びその受領の日

以上の証拠として、下名の全權委員は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百五十五年九月二十八日にヘーグで、フランス語、英語及びスペイン語により真正な三本文を作成した。それらに相違がある場合には、条約が作成された言語であるフランス語の本文によるものとする。

ものとする。

この議定書は、ポーランド人民共和國政府に寄託されるものとし、第二十條の規定に従いそこに署名のため開放しておく。同政府は、条約又はこの議定書のすべての署名国政府、条約又はこの議定書のすべての当事国政府及び国際民間航空機関又は国際運送のすべての加盟国政府に対し、並びに国際民間航空機関に対し、この議定書の認証副本を送付するものとする。

ドイツ連邦共和国

ドクトル オットー・リーゼ

千九百五十五年九月二十八日

ゲルト・リンク

千九百五十五年九月二十八日

ドクトル J・ヒューベナー

千九百五十五年九月二十八日

ベルギー

ルネ・ゴルシュタイン

ブラジル

トラジャノ・フルタド・レイス

千九百五十五年九月二十八日

クラウディオ・ガンス

千九百五十五年九月二十八日

エジプト

ディヤアッディーン・サーリフ

千九百五十五年九月二十八日

フランス

J・P・ガルニエ

千九百五十五年九月二十八日

アンドレ・ガルノー

ギリシャ

N・アニサス

千九百五十五年九月二十八日

コンスタンティン・C・ハジディムラス

千九百五十五年九月二十八日

ハンガリー人民共和國

V・ザルカ

千九百五十五年九月二十八日 アイルランド テイモシー・J・オドリスコル 千九百五十五年九月二十八日 イスラエル 政府の承認を条件として I・J・ミンツ 千九百五十五年九月二十八日 C・パール・ネス 千九百五十五年九月二十八日 イタリア アントニオ・アンブロジーニ ラオス P・サヴァン 千九百五十五年九月二十八日 ブルゼイ 千九百五十五年九月二十八日 リヒテンシュタイン フレデリック・シェーラー 千九百五十五年九月二十八日 ルクセンブルグ ヴィクトール・ボドソン 千九百五十五年九月二十八日 ビエール・アメー 千九百五十五年九月二十八日 メキシコ エンリーケ・M・ロアエサ 千九百五十五年九月二十八日 アントニオ・フランコス・リガルト 千九百五十五年九月二十八日 ノールウェー エドヴィン・アルテン 千九百五十五年九月二十八日 オランダ フットハイス 千九百五十五年九月二十八日 フィリピン シメオン・ロハス 千九百五十五年九月二十八日	千九百五十五年九月二十八日 ダニエル・ゴメス 千九百五十五年九月二十八日 ポーランド人民共和国 T・フィンジンスキ 千九百五十五年九月二十八日 K・ビエルジンスキー 千九百五十五年九月二十八日 ミノルスキー 千九百五十五年九月二十八日 ポルトガル フエルナンド・クアルティン・デ・オリ ヴェーラ・バストス 千九百五十五年九月二十八日 ルーマニア人民共和国 M・コチュ 千九百五十五年九月二十八日 L・パドゥレスキ 千九百五十五年九月二十八日 サルヴァドル ペドロ・アベラルド・デルガード 千九百五十五年九月二十八日 マウリシオ・ラモス・ラミレス 千九百五十五年九月二十八日 フランシスコ・ペーラガ・オロスコ 千九百五十五年九月二十八日 スウェーデン カール・シーデンブラッド 千九百五十五年九月二十八日 スイス フリッツ・シュタルダー 千九百五十五年九月二十八日 チェコスロヴァキア共和国 F・ノヴァク 千九百五十五年九月二十八日 V・パウエル 千九百五十五年九月二十八日 ソヴェエト社会主義共和国連邦 V・ダニリチュフ	千九百五十五年九月二十八日 ヴェネズエラ ルイス・M・チャファアルデトリウルビーナ 千九百五十五年九月二十八日 ラモン・カルモーナ 千九百五十五年九月二十八日 V・J・デラスシオ 千九百五十五年九月二十八日 グレート・ブリテン及び北アイルランド連合 王国 A・N・ノール 千九百五十六年三月二十三日 日本国のために 岡本季正 千九百五十六年五月二日 アメリカ合衆国 ジョセフ・E・ジャコブス 千九百五十六年六月二十八日 オーストラリア A・N・ノール 千九百五十六年七月十二日 カナダ ジャン・ルイ・ドリル 千九百五十六年八月十六日 デンマーク J・レフケンドルフ 千九百五十七年三月十六日 ドイツ民主共和国 ヨーゼフ・ヘーゲン 千九百五十七年十二月十一日 ニュージーランド E・A・パーソウド 千九百五十八年三月十九日 ユーゴスラヴィア連邦人民共和国 R・デゴジエ 千九百五十八年十二月三日 ウクライナ・ソヴェエト社会主義共和国 P・A・アブラジモフ 千九百六十年一月十五日	白ロシア・ソヴェエト社会主義共和国 P・A・アブラジモフ 千九百六十年四月九日 パキスタン サルモン・A・アリ 千九百六十年八月八日 マリ共和国 ムッサ・メイガ 千九百六十二年八月十六日 アイスランド ハラルダー・グドムンソン 千九百六十二年五月三日 モロッコ アブデルラヒム・ハルケット 千九百六十二年五月三十一日
--	---	---	---

五月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
 一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
 一、日本国とソヴェエト社会主義共和国連邦との間の領事条約の締結について承認を求めるの件
 (予備審査のための付託は三月二十九日)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条約
 日本国及びノールウェー王国は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとす

(a) 日本国においては、

所得税

法人税

住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ノールウェーにおいては、

国税である所得税

国税である所得に対する租税平衡賦課金

国税である低開発国援助税

国税である外国芸能人の報酬に対する賦課金

地方税である所得税

扶養されている子の収入に対する租税

船員税

(以下「ノールウェーの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税と実質的に類似の性質を有する他の租税で、この条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において設けられるものについても、また、適用する。

3 この条約の規定のうち所得又は利得に対する租税に関する規定は、所得及び利得以外のものを基礎として算定される日本国の住民税についても、同様に、適用する。

第三条

1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。

(b) 「ノールウェー」とは、地理的意味で用いる場合には、ノールウェーの租税に関する法令が施行されているすべての領域をいう。ただし

し、スヴァールバルト(スピッツベルゲン)、ヤン・マイエン及び欧州外にあるノールウェーの属領を含まない。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はノールウェーをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はノールウェーの租税をいう。

(e) 「者」とは、法人及び法人以外の社団を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「権限のある当局」とは、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、ノールウェーについては、財務閣税大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国においてこの条約が適用される場合には、この条約において特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、その締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管理の場所その他これらに類する基準によりその締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者となる個人については、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者となる者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であつて、企業がその事業の全部又は一部を行なつてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

(a) 管理所

(b) 支店

(c) 事務所

(d) 工場

(e) 作業場

(f) 鉱山、採石場その他天然資源を採取する場所

(g) 建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事、十二箇月をこえる期間存続するもの

3 一方の締約国の企業は、次の場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(a) 当該他方の締約国における建物工事現場又は建設若しくは組立ての工事に關連して、十二箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合

(b) 第十七条にいう芸能人の役務で当該企業のために提供されるものを当該他方の締約国内で提供する事業を行なう場合

4 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。

(d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査又はこれらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

5 一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)は、次の場合には、当該一方の締約国内における恒久的施設とされる。

(a) その者が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られる場合は、この限りでない。

(b) その者が、当該企業に属する物品又は商品の在庫で、通常これにより当該企業に代わつて注文に応ずるものを当該一方の締約国内に保有する場合

6 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人又は他方の締約国内において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条

1 不動産から生ずる所得に対しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができ

2 「不動産」の定義は、当該財産が存在する締約国の法令によるものとする。不動産には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかどうかを問わない。）を受け取る権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に所有する不動産に關連する負債の利子は、その者の純所得の計算上、当該他方の締約国の居住者に対する条件と同一の条件で当該他方の締約国において控除される。

5 1、3及び4の規定は、企業の不動産に係る所得及び自由職業の活動に使用される不動産に係る所得についても、また、適用される。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合に限る。当該一方の締約国においてのみ租税を課することが出来る。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その企業の利得に対し、当該恒久的施設に歸せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することが出来る。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、各締約国において、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとすれば、当該恒

久的施設が取得するとみられる利得が、当該恒久的施設に歸せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに際しては、経営費及び一般管理費を含む費用で、その恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所が生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

4 2の規定は、恒久的施設に歸せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に規定する原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に歸せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に歸せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由があるときは、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、これらの条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 3の規定を留保して、一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、公海における漁獲活動又は鯨その他の海獣の捕獲活動に従事する船舶の運用から生ずる利得についても、同様に、適用する。

3 二以上の組合員からなり、かつ、一方の締約

国の法令に準拠して成立する企業が、当該一方の締約国における課税上、課税単位として取り扱われず、その組合員が個別に課税されることとされている場合には、1及び2にいう利得に對しては、他方の締約国において、当該他方の締約国の居住者である組合員の持分に應じてのみ租税を課することができる。

4 ノールウェーの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて、日本国における事業税を免除され、日本国の居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて、ノールウェーにおける資本税を免除される。

第九条

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいずれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の關係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、当該配当を支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、

(a) 当該配当を受け取る者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先だつ十二箇月の期

間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも五十パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

をこえないものとする。

この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条件において「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行なう法人が居住者である締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基因となつた株式又は持分を實質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。

この場合には、第七条の規定が適用される。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合に、当該他方の締約国は、その法人が当該他方の締約国の居住者でない者に支払う配当及びその法人の留保所得については、当該支払配当又は当該留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内で生じた利得又は所得から成るときも、当該配当に對していかなる租税をも課することができず、また、当該留保所得に對して留保所得税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利

得を通過し、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも五十パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも五十パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

子の金額の十パーセントをこえないものとす

3 この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、利子の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子が当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた利子の金額が、その支払の基因となつた債権を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ

第十二条

1 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

3 この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作權、特許權、商標權、意匠若しくは模型、圖面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の權利の對価として、産業上、商業上若しくは學術上の設備の使用若しくは使用の權利の對価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の經驗に關する情報の對価として受けるすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の操縦契約に基づいて受ける料金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた權利又は財産を実質的に保有する恒久的施設を有するときは、適用しない。この場合には、第七条の規定が適用される。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方公共団体若しくは居住者であるときは、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国の居住者であるかどうかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料が当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

6 1、2及び5の規定は、文学上、美術上若しくは學術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作權、特許權、商標權、意匠若しくは模型、圖面又は秘密方式若しくは秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に、適用する。ただし、その収入に係る収益に對して第十三条2の規定が適用される場合は、この限りでない。支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、權利又は情報等を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ

と、の間の特別の關係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基因となつた使用、權利又は情報等を考慮する場合において、その關係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するとみられる金額をこえるときは、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条

1 第六条2に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産（不動産を除く。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行なうため他方の締約国内において使用することができ固定施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体とともに行なわれる当該恒久的施設又は当該固定施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、一方の締約国の居住者が國際運輸に運用する船舶又は航空機及び公海における漁獲活動又は鯨その他の海洋の捕獲活動に運用する船舶並びにこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

3 2の規定が適用される場合を除き、

(a) 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の株式の譲渡から取得する収益については、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 譲渡者が保有し又は所有する株式（他の關係者が保有し又は所有する株式で、譲渡者が保有し又は所有するものとともに合算

されるものを含む。）が、当該課税年度中のいずれかの時において、その法人の株式の総数の二十五パーセント以上であること。
(ii) 譲渡者及び前記の關係者が当該課税年度中に譲渡した株式の総数がその法人の株式の総数の五パーセント以上であること。

(b) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に滞在中当該他方の締約国内で不動産の譲渡から取得する収益については、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が第十二条6並びにこの条の1、2及び3にいう財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益については、他方の締約国の租税を免除する。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他これに類する獨立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができ固定施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定施設に歸せられて租税を課するのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、學術上、文學上、美術上及び教育上の獨立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、齒科醫師及び公認會計士の獨立の活動を含む。

第十五条

1 第十六条及び第十八条から第二十一条までの規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に關して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

(a) その報酬の受領者がその年を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設により負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に対しては、その締約国において租税を課することができ。

この規定は、公海で運用される漁船又は捕鯨船その他の海漁捕獲船において行なわれる勤務に關する報酬（漁獲活動又は鯨その他の海獣の捕獲活動から得られる収入の配当金又は分配金として支払われる報酬を含む）についても、同様に、適用する。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動により取得する所得に対しては、その活動が行なわれる締約国において租税を課することができる。

第十八条

第十九条1の規定を留保して、一方の締約国の

居住者に対し過去の勤務につき支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 政府の職務の遂行として一方の締約国又はその地方公共団体に提供された役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくはその地方公共団体が支払い、又は当該一方の締約国若しくはその地方公共団体の支出に係る基金から支払われる報酬（退職年金を含む）に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができ。そのような報酬については、その受領者が当該一方の締約国の国民であるときは、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国又はその地方公共団体が利得を得る目的で行なう事業に關連する役務につき支払われる報酬又は退職年金については、第十五条から第十八条までの規定を適用する。

3 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十条

大学、学校その他の教育機関において教育又は研究を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間一時的に滞在する教授又は教員で、現に他方の締約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に關して取得する報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十一条

もつぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のため受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであ

ることを条件とする。

第二十二条

一方の締約国の居住者の所得で前諸条に規定されていないものに対しては、その締約国においてのみ租税を課することができる。

第二十三条

1 (a) 日本国は、日本国の居住者に対する日本国の租税を決定するに際し、この条約の他の規定にかかわらず、日本国の法令に基づいて租税を課することができるすべての項目の所得をその租税の課税標準に含ませることができ。この規定は、第十九条1、第二十條及び第二十一条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(b) 日本国の居住者がノールウェーから所得を取得し、その所得に対してこの条約の規定に従いノールウェーにおいて租税を課することのできる場合には、日本国の法令の規定に従い、ノールウェーにおいて納付される租税の額と等しい額がその者の所得に対する日本国の租税から控除されるものとする。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前に日本国の租税として算出された額のうち、ノールウェーから取得する所得に對應する部分とをこえないものとする。

2 (a) ノールウェーの居住者が日本国から所得を取得し、その所得に対してこの条約の規定に従い日本国において租税を課することができるときは、ノールウェーは、(b)の規定を留保して、その所得（第十六条の報酬にあつては、日本国において課税される場合に限る。）について租税を免除するものとする。もつとも、この条約に基づいてノールウェーにおいて租税を課される所得に対しては、ノールウェーの税法上本来租税を課されるべき所得の総額に對應する税率でノールウェーの租税を課することができる。

(b) ノールウェーの居住者が日本国から所得を取得し、その所得に対して第十條、第十一條

及び第十二條の規定に従い日本国において租税を課することができる場合には、ノールウェーは、その所得をノールウェーの租税の課税標準に含ませることができるが、日本国において納付される租税の額と等しい額をその者の所得に對する租税から控除するものとする。ただし、その控除の額は、当該控除が行なわれる前にノールウェーの租税として算出された額のうち、日本国から取得する所得に對する部分とをこえないものとする。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民が課されておき、又は課されることがある租税又はこれに關連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに關連する要件を課されることはない。

2 「国民」とは、

(a) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づき設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないすべての団体で日本国の租税に關し日本国の法令に基づき設立され又は組織された法人として取り扱われるものをいう。

(b) ノールウェーについては、ノールウェーの国籍を有するすべての個人及びノールウェーにおいて施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体をいう。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行なう当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。

この規定は、一方の締約国に對し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に對して認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に對して認めることを義務づけるものと解してはな

らない。

4 一方の締約国の企業で資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業が課されておらず又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なり又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

6 この条の規定の適用は、第一条の規定によつて制限されることはない。

第二十五条

1 一方の締約国の居住者は、他方の締約国において執られる措置によりこの条の規定に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認めるときは、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事件について申立てをすることができ。

2 その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適当な解決を与えることができないときは、その権限のある当局は、この条の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事件を解決するように努めるものとす。

3 両締約国の権限のある当局は、この条の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するように努めるものとする。両締約国の権限のある当局は、また、この条の規定に適合しない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ。

4 両締約国の権限のある当局は、この条の規定を実施するため、直接相互に通信することができる。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約を實

施するために必要な情報を交換するものとす

る。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱われなければならない。この条約が適用される租税の賦課及び徴収に關与する者（当局を含む）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行なう義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令又はその行政上の慣行に抵触する行政上の措置を執ること。

(b) 当該一方の締約国若しくは他方の締約国の法令の下において又はその行政の通常の運営において入手することができない資料を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反するような情報を提供すること。

第二十七条

この条約の規定は、国際法の一般原則又は特別の協定の規定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) ノールウェーにおいては、この条約が効力を生ずる年（その年に開始する事業年度を含む）及びその後の各年に属する所得

3 千九百五十九年二月二十一日に東京で署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約は、この条約の適用を受ける所得について終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十九条

いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間を経過した後、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を与えることにより、この条約を終了させることができる。ただし、その通告は、各年の六月三十日以前に与えなければならない。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 日本国においては、その通告が行なわれた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) ノールウェーにおいては、その通告が行なわれた年の翌年（その年に開始する事業年度を含む）に属する所得

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府からこのために正当な委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十七年五月十一日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
福田 貴

ノールウェー王国のために
ヨーン リュンゲ

議定書

所得に対する租税に關する二重課税の回避のため日本国とノールウェー王国との間の条約に署名するにあつて、下名は、同条約の不可分の一部をなす次の規定を協定した。

日本国政府は、国際法における大陸棚の地位に關する日本国政府の立場を害することなく、日本国の居住者である企業で、海底の天然資源の探査及び開発に關するノールウェー王国の千九百六十六年六月二十一日の法律にいう海底区域における採取のための固定した場所を通じて石油資源の開発を行なつていゝるものの特権に對しては、ノールウェーにおいて租税を課することができ、及び前記の条約の適用上、採取のための固定した場所については、これを日本国の居住者である企業のノールウェー内に存在する恒久的施設とすることに同意する。

千九百六十七年五月十一日にオスロで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
福田 貴

ノールウェー王国のために
ヨーン リュンゲ

五月二十九日日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は三月二十九日）
一、航空業務に關する日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和四十二年六月七日印刷

昭和四十二年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局